



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)..... 5
- 大和高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例(企画法制課)..... 5
- 職員の再任用に関する条例及び大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(人事課)..... 6
- 大和高田市手数料条例の一部を改正する条例(市民課)..... 7
- 大和高田市市民交流センター条例(自治振興課)..... 8

規則

- 大和高田市公印規則の一部を改正する規則(財産管理課).....12
- 大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則(保育課).....12
- 大和高田市保育所条例施行規則の一部を改正する規則().....14
- 大和高田市特別保育事業の実施に関する規則の一部を改正する規則().....16
- 大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則(健康増進課).....20
- 大和高田市選奨条例施行規則の一部を改正する規則(秘書課).....21
- 大和高田市口座振替に関する収納事務取扱規則の一部を改正する規則(会計課).....21

訓令

- 大和高田市立病院放射線障害予防規程(市立病院管理課).....21
- 大和高田市地方公会計制度財務書類作成支援業務事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令(財政課).....29

告示

- 大和高田市子どものための教育・保育の利用に関する様式を定める要綱(保育課).....30
- 大和高田市介護保険料の低所得者等に対する減免取扱要綱の一部を改正する告示(介護保険課).....44
- 大和高田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の全部を改正する告示(社会福祉課).....45
- 大和高田市プレミアム付き商品券発行に伴う商店街組織販売促進活動事業補助金交付要綱(産業振興課).....54
- 大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱の一部を改正する告示().....61
- 大和高田市青年就農給付金給付要綱の全部を改正する告示().....62
- 公示送達.....(収納対策室).....64
- 引取りのない自転車等の処分.....(生活安全課).....65
- 平成27年度大和高田市一般会計補正予算(第2号)等の要領の公表.....(財政課).....65
- 公示送達.....(保険医療課).....72
- 大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示(人事課).....73
- 指定障害児相談支援事業者の指定.....(社会福祉課).....73
- 放置自転車等の移動・保管.....(生活安全課).....74

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務の委任・(広報情報課)……74	
公告	
○都市公園現況測量業務委託に関する条件付き一般競争入札公告……(契約監理室)……74	
○公売公告兼見積価格公告……(収納対策室)……78	
○公売公告兼見積価格公告……()……80	
○市有財産に関する一般競争入札公告……(財産管理課)……82	
○高6枝蔵之宮町地内管渠工事(157)・給配水管移設工事(G157)	
)・蔵之宮町地内側溝維持工事に関する条件付き一般競争入札公告……(契約監理室)……84	
○高3枝野口地内管渠工事(52)に関する条件付き一般競争入札公告……()……87	
○高6枝南今里町地内管渠工事(55)・給配水管移設工事(G55)に	
関する条件付き一般競争入札公告……()……89	
○葛5枝出地内管渠工事(59)・給配水管移設工事(G59)に関する	
条件付き一般競争入札公告……()……92	
○高5枝春日町2丁目地内管渠工事(67)・給配水管移設工事(G67)	
に関する条件付き一般競争入札公告……()……94	
○高4枝磯野北町地内管渠工事(57)・給配水管移設工事(G57)に	
関する条件付き一般競争入札公告……()……97	
教育委員会	
○大和高田市立学校優秀教職員等表彰実施要綱……(学校教育課)……100	
○大和高田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告	
示……()……103	
○教育委員会9月臨時委員会の招集……(教育総務課)……104	
○教育委員会10月定例委員会の招集……()……104	
○大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正す	
る告示……()……104	
選挙管理委員会	
○選挙管理委員会の招集……(選挙管理委員会)……104	
○選挙管理委員会の招集……()……105	
農業委員会	
○大和高田市農地台帳点検等実施規程……(農業委員会)……105	
○農業委員会10月定例委員会の招集……()……108	
監査委員事務局	
○平成26年度出資団体の監査結果……(監査委員事務局)……108	
公営企業	
○配水管布設替工事(出第3工区)に関する条件付き一般競争入札公告(水道総務課)……110	

公布された条例のあらまし**◇特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例**

1 改正の理由

職員による「酒気帯び運転による事件」の管理監督責任として、市長及び副市長の給料月額を自らにさらなる減額措置を課するものです。

2 改正の内容

平成27年9月分における市長及び副市長の給料月額の減額率を、現行の100分の20にさらに100分の5を上乗せして、100分の25に改めるものです。

3 施行期日

平成27年9月1日

◇大和高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の施行に伴い、個人番号をその内容に含む個人情報の取扱いについて、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 第1条 大和高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

- ・「特定個人情報」の定義を追加します。(第2条関係)
- ・「特定個人情報の収集の制限」の規定を追加します。(第7条の2関係)
- ・「特定個人情報の利用の制限」の規定を追加します。(第8条の2関係)
- ・「特定個人情報の提供の制限」の規定を追加します。(第9条の2関係)
- ・特定個人情報については、開示、訂正、削除及び中止の請求できる者に「本人の委任による代理人」を追加します。(第14条関係等)
- ・特定個人情報の削除・中止請求範囲を拡大します。(第26条及び第29条関係)

(2) 第2条 大和高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

- ・「情報提供等記録」の定義を追加します。(第2条関係)
- ・「情報提供等記録の提供先への通知」の規定を追加します。(第28条の2関係)

3 施行期日

公布の日

第1条 平成27年10月5日

第2条 番号法附則第1条第5号に定める日

◇職員の再任用に関する条例及び大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 第1条 職員の再任用に関する条例の一部改正

- ・引用する法律を改めます。(附則第2条関係)
- 「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号」に改めます。

(2) 第2条 大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部改正

・引用する法律を改めます。(第3条関係)

「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項」に改めます。

3 施行期日

平成27年10月1日

◇大和高田市手数料条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき交付した通知カード及び個人番号カードの再交付等に係る手数料の額を定めるものです。

2 改正の内容

(1) 第1条 番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付について、再交付手数料の額を500円とします。

(2) 第2条 番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付等について、再交付等手数料の額を800円とします。

3 施行期日

第1条 平成27年10月5日

第2条 平成28年1月1日

◇大和高田市市民交流センター条例

1 理由

世代を超えた幅広い市民の交流に係る機能を有し、市民と行政がそれぞれの持つ資源や能力を生かしながら連携及び協力し、暮らしやすいまちづくりを進めていくための取組みの推進並びに子育て及び高齢者の支援を図ることによりまちの賑わいを創出するための施設として設置する大和高田市市民交流センターについて必要な事項を定めるものです。

2 内容

大和高田市市民交流センターの業務、使用料等について規定します。

3 施行期日

平成28年4月1日

第5条から第10条まで、第12条から第16条まで及び別表の規定は、平成28年1月1日

条 例**条例第22号**

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年8月31日

大和高田市市長 吉 田 誠 克

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和34年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 9 平成27年9月1日から同月30日までの間、市長及び副市長の給料月額、附則第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から別表に規定する給与月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第6条及び第6条の2第2項の規定を適用する場合における給料月額は、別表の額とする。

附 則

この条例は、平成27年9月1日から施行する。

条例第23号

大和高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月16日

大和高田市市長 吉 田 誠 克

大和高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 大和高田市個人情報保護条例(平成13年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書き中「当該事業に関する情報」の次に「であって、特定個人情報に該当しないもの」を加え、同条第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第7条第2項本文中「個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条、第8条、第9条及び第41条第1項において同じ。)」を加え、同条の次に次の1項を加える。

(特定個人情報の収集の制限)

第7条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

第8条の次に次の1項を加える。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、特定個人情報の収集の目的の達成に必要な範囲を超えて特定個人情報を利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認める場合であって、個人情報の本人の同意があり、又は個人情報の本人の同意を得ることが困難であるときは、収集の目的の達成以外の目的のために、特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、個人情報を収集の目的の達成以外の目的のために自ら利用することによって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限

りでない。

第9条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第14条第2項中「法定代理人」の次に「(請求に係る個人情報が特定個人情報である場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「法定代理人等」という。)」を加える。

第15条第8号中「未成年者の法定代理人」を「法定代理人等」に、「当該未成年者」を「当該開示請求に係る個人情報の本人」に改める。

第18条第1項第1号及び第2項並びに第24条第1項第1号中「法定代理人」を「法定代理人等」に改める。

第26条第1項中「又は」を「若しくは」に、「若しくは第3項」を「、第3項若しくは第7条の2」に改め、「収集され」の次に「、番号法第20条の規定に違反して保管され、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録され」を加える。

第27条第1項第1号中「法定代理人」を「法定代理人等」に改める。

第29条第1項中「第8条」の次に「若しくは第8条の2」を、「第9条第1項」の次に「若しくは第9条の2」を加える。

第30条第1項第1号中「法定代理人」を「法定代理人等」に改める。

第6章の章名を次のように改める。

第6章 雑則

第2条 大和高田市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第8条の2第2項中「特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第26条第1項中「本人とする個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第28条の次に次の1条を加える。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第28条の2 実施機関は、実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において必要があると認めるときは、当該決定の内容を総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第29条第1項中「本人とする個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は番号法附則第1条第5号に定める日から施行する。

条例第24号

職員の再任用に関する条例及び大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月16日

大和高田市長 吉田誠克

職員の再任用に関する条例及び大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第1条 職員の再任用に関する条例(平成13年条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号」に改める。

(大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 大和高田市職員の退職手当に関する条例(昭和33年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

条例第25号

大和高田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 大和高田市手数料条例(平成12年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表中30の項を31の項とし、5の項から29の項までを1項ずつ繰り下げ、4の項の次に次の1項を加える。

5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第7条第1項に規定する通知カードの再交付	通知カード再交付手数料	1件につき 500円
---	--	-------------	------------

第2条 大和高田市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第7条第1項に規定する通知カードの再交付	通知カード再交付手数料	1件につき 500円
6	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の4第3項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の18第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付	住民基本台帳カード交付手数料又は再交付手数料	1件につき 500円

」を

「

5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下	通知カード再交付手数料	1件につき 500円
---	--	-------------	------------

	「番号法」という。) 第7条第1項に規定する通知カードの再交付		
6	番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付等	個人番号カード再交付等手数料	1件につき 800円

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行の日前において同条の規定による改正前の大和高田市手数料条例別表の6の項の規定により納付すべきであった住民基本台帳カードの交付手数料又は再交付手数料については、なお従前の例による。

条例第26号

大和高田市市民交流センター条例をここに公布する。

平成27年9月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市市民交流センター条例

(目的及び設置)

第1条 元気にぎわいに満ちた活力ある市民社会の創造を目的として、市民と行政がそれぞれの持つ資源や能力を生かしながら連携及び協働し、市民交流の推進、子育て支援及び高齢者の支援を図るとともに、災害時の避難活動の拠点の施設として大和高田市市民交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大和高田市市民交流センター	大和高田市片塩町169番11

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民の交流促進及び活力の創出に関すること。
- (2) 市民協働に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 市民協働に係る学習の機会の提供に関すること。
- (4) 市民協働に係る相談に関すること。
- (5) 子育て支援に関すること。
- (6) 高齢者の支援に関すること。
- (7) センターの使用に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

2 センターは、多くの市民の活用に供されるようその充実と利用の促進に努めるものとする。

(登録団体)

第4条 市長は、市民活動を行うことを目的として設立された団体であって、本市のまちづくりに寄与すると認めるものについて、規則の定めるところにより大和高田市登録の市民活動団体（以下「市

民活動団体」という。)として登録する。

(多目的室等の使用対象者)

第5条 多目的室若しくは会議室を使用することができる者又は交流スペースの一部を専用的に使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人又は団体
- (2) 市民活動団体

2 子どもの託児室(以下「託児室」という。)を使用することができる者は、市内に住所を有する者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、前2項に規定する者以外の者に使用させることができる。

(使用の許可)

第6条 多目的室若しくは会議室を使用しようとする者若しくは交流スペースの一部を専用的に使用しようとする者又は託児室を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、規則の定めるところによりあらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用をさせないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、第6条に規定する使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、若しくは退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用の許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益の確保のため、市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による措置により、使用者及び第三者に損害が生じることがあっても、市は賠償の責めを負わない。

(使用者の義務)

第9条 使用者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従うほか、使用する施設等を善良な注意をもって管理しなければならない。

(使用料)

第10条 使用者は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 前項に定めるもののほか、附属設備等の使用料は、規則で定める。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第13条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に施設等を使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第14条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第15条 使用者は、第6条の規定により許可を受けた施設の使用が終了したとき又は第8条の規定により使用の許可の取消し等を受けたときは、直ちに職員の指示に従い、施設等を原状に復さなければならない。

(入館の制限等)

第16条 市長は、センターの管理上支障があると認める者に対しては、入館を拒否し、又は退去を命ずることができる。

(自動車駐車場の使用料)

第17条 自動車駐車場の使用料は、別表第2に定める額とする。

(自動車駐車場の使用料の減免)

第18条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の自動車駐車場の使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第19条 センターの施設等に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項に規定する場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第3条第1項の規定は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 センターの使用の許可に係る申請その他のセンターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行日の前においても、この条例及びこの条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

別表第1(第10条関係)

施設及びその使用料

(1) 多目的室、会議室及び交流スペースの使用料

区分	午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで

多目的室	市民活動団体	1,500円	2,000円	3,500円	1,500円	3,500円	5,000円
	市民活動団体以外の者	5,000円	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円	15,000円
会議室	市民活動団体	600円	800円	1,400円	600円	1,400円	2,000円
	市民活動団体以外の者	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円	4,000円	6,000円
交流スペースの一部	市民活動団体	450円	600円	1,050円	450円	1,050円	1,500円
	市民活動団体以外の者	1,500円	1,500円	3,000円	1,500円	3,000円	4,500円

備考

(ア) やむを得ず使用時間を超過して使用する場合の使用料は、規定の使用料の100分の20に相当する額とする。この場合において、使用時間を超過しての使用は、1時間を限度とする。

(イ) この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。

(2) 託児室の使用料

区分	金額	
託児室	3歳未満児	1人1時間につき700円
	3歳以上児	1人1時間につき500円

備考

(ア) 託児室の使用の対象となる子どもは、生後満6月を経過してから小学校就学の始期に達するまでの者とする。

(イ) この表において「3歳未満児」とは、託児室を使用する日において、生後満6月を経過した者で、かつ、満3歳に達していない子どもをいう。

(ウ) この表において「3歳以上児」とは、託児室を使用する日において、満3歳以上で、かつ、小学校就学の始期に達していない子どもをいう。

(エ) 使用時間が1時間未満の場合は、これを1時間として計算する。

(オ) 使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として加算する。

別表第2(第17条関係)

自動車駐車場の使用料

区分	金額
普通自動車	1時間につき200円。ただし、1台12時間までごとに1,000円をもって上限とする。

備考

(ア) この表において「普通自動車」とは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する普通自動車をいう。

(イ) 使用時間が1時間未満の場合は、これを1時間として計算する。

(ウ) 使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として加算する。

規則

規則第18号

大和高田市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市公印規則の一部を改正する規則

大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表一般公印の表中13の項を15の項とし、10の項から12の項までを2項ずつ繰り下げ、9の項の次に次のように加える。

10	高田こども園長印	大和高田市立高田こども園長印	方24mm	高田こども園長名で発する文書	保育課長
11	土庫こども園長印	大和高田市立土庫こども園長印	方24mm	土庫こども園長名で発する文書	保育課長

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

規則第21号

大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市立こども園条例施行規則(平成22年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」を「第13条」に改める。

第4条及び第5条を削る。

第3条の見出し中「職員」を「園長」に改め、同条中「置き、次に掲げる職員を置くことができる」を「置く」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 園長は、園務を統括し、所属職員を指揮監督する。

第3条を第5条とする。

第2条の表中「こども園の」を削り、同条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(対象となる子どもの年齢)

第3条 条例第2条第1号の規則で定める対象となる子どもの年齢は、生後6月を経過した者から小学校就学の始期に達するまでの者とする。

第6条から第9条までを次のように改める。

(教育及び保育の時間)

第6条 こども園の教育及び保育の時間は、次のとおりとする。ただし、こども園の運営上必要がある場合は、教育及び保育の時間を一時的に変更することができる。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1号に規定する子ども 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後2時まで。ただし、大和高田市立学校の管理運営に関する規則(平成13年教育委員会規則第1号)第3条第3号から第5号までに規定する休業日には教育及び保育を行わないことができる。
- (2) 前号に掲げる子ども以外の子ども 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時30分まで及び土曜日の午前8時30分から午後0時まで
- 2 前項第1号の教育及び保育の時間を超える時間帯に行う保育については、大和高田市立幼稚園預かり保育実施規則(平成21年教育委員会規則第8号)の規定を準用する。この場合において、「幼稚園」とあるのは「こども園」と、「教育委員会」とあるのは「市長」と、「大和高田市立幼稚園保育料徴収条例(昭和28年条例第1号)第2条」とあるのは「大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則(平成27年規則第2号の2)別表第1」と読み替えるものとする。
- 3 第1項第2号の教育及び保育の時間を超える時間帯に行う保育に関し必要な事項は、別に定める。
(利用手続)
- 第7条 こども園において条例第6条第1項第1号に規定する特定教育・保育(以下「特定教育・保育」という。)の利用を希望する子どもの保護者は、利用を希望する施設を記載した申請書を市長に提出し、法第20条に規定する認定を受けなければならない。
(利用の承諾又は不承諾)
- 第8条 市長は、前条の申請書を提出した保護者に対し、利用の承諾又は不承諾を通知しなければならない。
- 2 市長は、次に掲げる場合は特定教育・保育の利用を不承諾とするものとする。
- (1) 設備その他の事情により施設に教育及び保育の実施能力がないとき。
- (2) 疾病その他の理由により他の利用中の子どもに悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。
- (教育・保育の実施の解除)
- 第9条 市長は、特定教育・保育を利用している子ども(以下「利用子ども」という。)の教育及び保育の実施期間が満了する前に、教育及び保育の実施を解除する場合、速やかに当該子どもの保護者に通知するものとする。
- 第16条を第20条とする。
- 第15条を削り、第14条を第19条とし、第11条から第13条までを5条ずつ繰り下げる。
- 第10条中「第6条」を「第6条第1項第2号」に改め、同条を第15条とし、第9条の次に次の5条を加える。
- (保護者の届出)
- 第10条 利用子どもの保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 利用子どもが感染症にかかったとき。
- (2) 利用子どもが死亡したとき。
- (3) 利用子どもを退園させようとするとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。
- (保育料の決定、通知及び徴収)
- 第11条 市長は、条例第7条第1項に掲げる保育料を決定したときは、その旨を保護者又は扶養義務者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の保育料を変更したときは、その旨を保護者又は扶養義務者に通知するものとする。
- 3 市長は、保育料を保護者又は扶養義務者から毎月徴収するものとする。
- 4 口座振替による保育料の振替日は、次のとおりとする。ただし、その日が大和高田市の休日を定

める条例(平成元年条例第3号)に定める市の休日又は金融機関の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

(1) 法第19条第1号に規定する子ども 当該月の13日

(2) 前号に掲げる子ども以外の子ども 当該月の10日

(徴収職員)

第12条 市長は、条例第7条第1項の徴収事務を行うため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第7項及び第8項並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)に定める徴税吏員の事務に相当する事務を行う職員(以下「徴収職員」という。)を任命する。

2 徴収職員は、その職務を行う場合においては、その身分を証明する身分証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(保育料の減免)

第13条 大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例(平成27年条例第7号)第3条に規定する減免を受けようとする者は、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(給食費)

第14条 市長は、こども園において特定教育・保育を利用し、給食の提供を受けた3歳以上の子ども(当該年度の初日の前日において3歳以上の子どもをいう。)の保護者から、次のとおり費用を徴収するものとする。

(1) 法第19条第1号に規定する子ども 月額4,100円。ただし、8月分は徴収しない。

(2) 前号に掲げる子ども以外の子ども 給食費のうち主食費として月額750円

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

規則第22号

大和高田市保育所条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市保育所条例施行規則(平成17年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「児童」を「となる子ども」に改め、同条中「児童」を「子ども」に改める。

第4条の見出し中「保育所」を「市立保育所」に改める。

第5条から第8条までを次のように改める。

(所長)

第5条 市立保育所に所長を置く。

2 所長は、上司の命を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(休所日、開所時間及び保育時間)

第6条 市立保育所の休所日は、次に掲げる日とする。ただし、市立保育所の運営上必要がある場合は、休所日を変更し、又は臨時に開所日若しくは休所日を定めることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

2 市立保育所の開所時間は、別表第2のとおりとする。ただし、市立保育所の運営上必要がある場合は、開所時間を一時的に変更することができる。

3 市立保育所の保育時間は、次のとおりとする。ただし、市立保育所の運営上必要がある場合は、保育時間を一時的に変更することができる。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後4時30分まで
- (2) 土曜日 午前8時30分から午後0時まで

4 前項の保育時間を超える時間帯に行う保育に関し必要な事項は、別に定める。

5 認可保育所の休所日、開所時間及び保育時間は、認可保育所の長が定める。

(利用手続)

第7条 保育所において条例第5条第1項に規定する保育(以下「特定保育」という。)の利用を希望する子どもの保護者は、利用を希望する施設を記載した申請書を市長に提出し、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条に規定する認定を受けなければならない。

(利用の承諾又は不承諾)

第8条 市長は、前条の申請書を提出した保護者に対し、利用の承諾又は不承諾を通知しなければならない。

2 市長は、次に掲げる場合は特定保育の利用を不承諾とするものとする。

- (1) 設備その他の事情により施設に保育の実施能力がないとき。
- (2) 疾病その他の理由により他の利用中の子どもに悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

第9条を削る。

第10条中「保育所に入所」を「特定保育を利用」に、「児童(以下「入所児童」を「子ども(以下「利用子ども」に、「解除した」を「解除する」に、「保育実施解除通知書(様式第4号)により当該児童」を「当該子ども」に改め、「通知する」の次に「ものとする」を加え、同条を第9条とする。

第11条中「入所児童」を「利用子ども」に改め、同条第4号中「その他」の次に「市長が」を加え、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(保育料の決定、通知及び徴収)

第11条 市長は、条例第6条第1項に掲げる保育料を決定したときは、その旨を保護者又は扶養義務者に通知するものとする。

2 市長は、前項の保育料を変更したときは、その旨を保護者又は扶養義務者に通知するものとする。

3 市長は、保育料を保護者又は扶養義務者から毎月徴収するものとする。

4 口座振替による保育料の振替日は、当該月の10日(その日が大和高田市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)に定める市の休日又は金融機関の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)とする。

第12条及び第13条を削る。

第14条第1項中「第12条第3項」を「条例第6条第1項」に、「第9項及び」を「第7項、第8項及び法附則第6条第7項並びに」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の2条を加える。

(保育料の減免)

第13条 大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例(平成27年条例第7号)第3条に規定する減免を受けようとする者は、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(給食費)

第14条 市長は、市立保育所において特定保育を利用し、給食の提供を受けた3歳以上の子ども(当該年度の初日の前日において3歳以上の子どもをいう。)の保護者から、給食費のうち主食費として月額750円を徴収する。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

別表第1 高田保育所の項及び土庫・北保育所の項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

市立保育所の開所時間

名称	開所時間
片塩保育所 浮孔保育所	午前7時30分から午後7時まで（土曜日は、午前7時30分から午後4時まで）
天満保育所 みどり保育所 磐園保育所 高田西保育所	午前7時30分から午後6時まで（土曜日は、午前7時30分から午後4時まで）

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

規則第23号

大和高田市特別保育事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市特別保育事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市特別保育事業の実施に関する規則（平成17年規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名中「特別保育事業」を「基本時間外保育及び一時預かり事業」に改める。

第1条中「大和高田市保育所条例（平成16年条例第20号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、市立保育所（条例第3条に規定する保育所をいう。以下同じ。）で実施する特別保育事業」を「市立保育所又は市立こども園で実施する基本時間外保育及び一時預かり事業」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 基本時間外保育 大和高田市保育所条例施行規則（平成17年規則第1号）第6条第3項に規定する保育時間を超える時間帯又は大和高田市立こども園条例施行規則（平成22年規則第15号）第6条第1項第2号に規定する教育及び保育の時間を超える時間帯に行う保育（延長保育事業の対象となる保育を含む。）をいう。
- （2） 延長保育事業 大和高田市保育所条例（平成16年条例第20号。以下「保育所条例」という。）第5条第2項第1号及び大和高田市立こども園条例（平成21年条例第18号。以下「こども園条例」という。）第6条第2項第1号に規定する事業をいう。
- （3） 一時預かり事業 保育所条例第5条第2項第2号及びこども園条例第6条第2項第2号に規定する一時預かり事業をいう。

第3条を削る。

第4条の見出しを「（基本時間外保育）」に改め、同条第1項中「延長保育及び長時間保育事業」を「基本時間外保育」に、「する児童」を「する子ども」に、「既に市立保育所で保育を行っている児童」を「保育所条例第5条第1項の保育を利用する子ども及びこども園条例第6条第1項第1号の特定教育・保育を利用している子ども」に改め、同条第2項中「市立保育所」の次に「及び市立こども園」を加え、「及び長時間保育」を削り、「別表第1」を「別表」に改め、同条第3項中「延長保育及び長

時間保育事業の」を「基本時間外保育の」に、「延長保育及び長時間保育事業利用申請書」を「基本時間外保育利用申請書」に改め、同条第5項中「事業の」を「基本時間外保育の」に、「延長保育及び長時間保育事業利用許可(不許可)決定通知書」を「基本時間外保育利用許可(不許可)決定通知書」に、「前項」を「同項」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「児童」を「子ども」に改め、「ことが」の次に「一時的に」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第2項各号中「児童」を「子ども」に改め、同条第4項中「前項の保護者」を「同項の保護者」に改め、同条第5項中「市立保育所の保育時間」を「月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時30分まで及び土曜日の午前8時30分から午後0時まで」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(費用負担)

第5条 延長保育事業及び一時預かり事業の利用料金は、大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例(平成27年条例第7号)に定める額とする。

2 延長保育事業を利用した子どもの属する世帯が、大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則(平成27年規則第2号の2)別表第2の利用者負担額基準額表の第1階層の世帯又は第2階層のひとり親世帯等である場合は、当該子どもに係る延長保育料は0円とする。

3 市長は、基本時間外保育を利用し、おやつを提供を受けた子どもの保護者から、おやつ代として日額50円を徴収する。

4 市長は、一時預かり事業を利用した子どもの保護者から、次に掲げる費用を徴収する。ただし、昼食、おやつ又は布団を保護者が持参した場合は、それぞれに係る費用は、徴収しない。

- (1) 昼食代 日額250円
- (2) おやつ代 日額50円
- (3) 布団使用料 日額150円

第6条を削る。

第7条の見出しを「(補則)」に改め、同条を第6条とする。

別表第1を次のように改める。

別表(第3条関係)

実施施設名	延長保育時間
	月曜日から金曜日まで
高田こども園 土庫こども園 片塩保育所 浮孔保育所	午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時まで(保育短時間認定を受けた子ども)
	午後6時30分から午後7時まで(保育標準時間認定を受けた子ども)
天満保育所 みどり保育所 磐園保育所 高田西保育所	午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時まで(保育短時間認定を受けた子ども)

別表第2及び別表第3を削る。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

基本時間外保育利用申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者(子どもの保護者)氏名 _____ 印 _____
 保育必要量 (保育標準時間・保育短時間) _____

子どもの氏名

在籍施設名

次のとおり基本時間外保育の利用を申請します。

○保護者の勤務状況について

保護者氏名			子どもとの続柄	父・母・祖父・祖母・他()
保育理由	1 就労	2 その他()	本人の職種	
勤務先等				
勤務等の場所			電話	
就労等の時間	平日	午前 時 分 午後 時 分	土曜日	1 勤めが休み 2 第1、2、3、4 土曜日が休み 3 時 分～ 時 分

保護者氏名			子どもとの続柄	父・母・祖父・祖母・他()
保育理由	1 就労	2 その他()	本人の職種	
勤務先等				
勤務等の場所			電話	
就労等の時間	平日	午前 時 分 午後 時 分	土曜日	1 勤めが休み 2 第1、2、3、4 土曜日が休み 3 時 分～ 時 分

○迎えに来る保護者の勤務先等から保育所・こども園までの所要時間

○基本時間外保育を要する具体的理由

保護者	所要時間
父・母・祖父・祖母・他()	約 時間 分
父・母・祖父・祖母・他()	約 時間 分

基本時間外保育を要する具体的理由の記入欄

○希望する保育時間及び期間

平日	登所(園)時間 時 分 降所(園)時間 時 分	土曜日	登所(園)時間 時 分 降所(園)時間 時 分
年 月 日 ~ 年 月 日			利用取消し日 年 月 日

※これより下の部分は記入不要です。

○延長保育料及びおやつ代

子どもの属する世帯の階層区分	18時00分超～	18時30分超～19時00分	16時30分超～19時00分
	おやつ代(一人日額)	保育標準時間延長保育料(一人日額)	保育短時間延長保育料(一人日額)
利用者負担額基準額表の第1階層の世帯及び第2階層のひとり親世帯等	□50円	□0円	□0円
上記以外の階層		□100円	□100円

上記申請について

基本時間外保育の利用を 許可決定 不許可決定 してよろしいですか。

課長	所長・園長	係長

保育課の記入欄

起案日 年 月 日
保育課()保育所・こども園

決裁日 年 月 日

起案者 印

様式第2号(第3条関係)

基本時間外保育利用許可(不許可)決定通知書

年 月 日

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで申請のあった基本時間外保育の利用については、次のとおり決定したので通知します。

保護者氏名		施設名	
保育必要量の区分	保育標準時間 ・ 保育短時間		
子どもの氏名等	(男・女) 年 月 日生 (歳)		

1 許可

利用期間	年 月 日～ 年 月 日		
階層区分	(階層)	延長保育料	日額 円
	※ひとり親世帯等の該当の有無 (有・無)	おやつ代	日額 50円

※おやつ代は、午後6時を超えて利用した場合のみ。

2 不許可

(理由)

- (注)
- 1 延長保育料に変更があった場合は、改めて通知します。
 - 2 延長保育料及びおやつ代は、毎月10日に納付してください。
(施設が休所(園)の場合は、翌開所(園)日)
 - 3 申請の取消し又は申請事項に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。
 - 4 延長保育料を納付しないときは、延長保育の利用を取り消すことがあります。

(教示)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大和高田市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号中「第5条関係」を「第4条関係」に、「保育所」を「保育所・こども園」に、「児童」を「子ども」に、「所長」を「所長・園長」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第4条関係)

一時預かり事業利用許可(不許可)決定通知書

年 月 日

殿

大和高田市長

印

年 月 日付けで申請のあった一時預かり事業の利用については、次のとおり決

定したので通知します。

保護者氏名		施設名
子どもの氏名等	（男・女）	
	年 月 日生（ 歳）	

1 許 可				
利用期間	年 月 日～ 年 月 日			
利用区分	<input type="checkbox"/> 非定型 <input type="checkbox"/> 緊 急 <input type="checkbox"/> 私 的			
費	子どもの属する世帯	年齢区分	一時預かり利用料	
				4 時間超の利用
用	生活保護世帯		<input type="checkbox"/> 0 円	<input type="checkbox"/> 0 円
	上記以外の世帯	3 歳未満児	<input type="checkbox"/> 1,800 円	<input type="checkbox"/> 900 円
		3 歳以上児	<input type="checkbox"/> 1,400 円	<input type="checkbox"/> 700 円
担	その他の料金 (必要とする場合のみ)		昼食代	<input type="checkbox"/> 250 円
			おやつ代	<input type="checkbox"/> 50 円
			布団使用料	<input type="checkbox"/> 150 円
	1 人 1 日 当 た り の 費 用 負 担 合 計 額			円

2 不許可	
(理由)	

※申請事項の変更及び利用の辞退等については、速やかに施設に連絡してください。

(教示)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大和高田市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

規則第28号

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年4月9日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則

大和高田市健康診査等負担金徴収規則（平成17年規則第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「平成26年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

規則第29号

大和高田市選奨条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年7月29日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市選奨条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市選奨条例施行規則(昭和34年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条」を「第10条」に改める。

第3条中「第8条」を「第9条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第30号

大和高田市口座振替に関する収納事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年8月31日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市口座振替に関する収納事務取扱規則の一部を改正する規則

大和高田市口座振替に関する収納事務取扱規則(平成21年規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「(こども園を構成する保育所に属する者の保育料を含む。)」を削り、同条中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 幼稚園保育料

様式第1号中

「

<input type="checkbox"/> 保育所保育料	30	児童名() 保育所名(保育所)	期別納付	年 月分から
---------------------------------	----	-------------------	------	--------

」を

「

<input type="checkbox"/> 保育所保育料	30	児童名() 施設名()	期別納付	年 月分から
<input type="checkbox"/> 幼稚園保育料		児童名() 施設名()	期別納付	年 月分から

」に改める。

附則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

訓令

訓令第8号

大和高田市立病院放射線障害予防規程を次のように定める。

平成27年8月25日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市立病院放射線障害予防規程

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)第21条に基づき、大和高田市立病院(以下「病院」という。)にお

ける放射線発生装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置その他放射線を発生する設備及び機器等をいう。以下同じ。）の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、病院の放射線発生装置を設置している施設に立ち入る全ての者に適用する。

（用語の定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 放射線作業 放射線発生装置の使用、管理又はこれに付随する業務をいう。
- （2） 業務従事者 放射線作業に従事するために管理区域（第13条の管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入る者で、病院長が放射線業務従事者として承認した者をいう。
- （3） 一時立入者 見学、巡視、連絡等により管理区域内に一時的に立ち入る者をいう。
- （4） 放射線施設 放射線発生装置の使用施設及び保管廃棄設備をいう。
- （5） 放射化物 放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物をいう。

（遵守等の義務）

第4条 業務従事者及び一時立入者は、第7条の放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

2 病院長は、第7条の放射線取扱主任者が法及びこの規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

3 病院長は、第6条に規定する放射線安全委員会がこの規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

（組織）

第5条 病院における業務従事者及び安全管理に従事する者に関する組織は、別表第1のとおりとする。

2 病院長は、放射線障害の防止について総括する。

（放射線安全委員会）

第6条 放射線障害防止について必要な事項を企画審議するために、病院に放射線安全委員会を置く。

2 放射線安全委員会の運営については、別に定める。

（放射線取扱主任者）

第7条 病院長は、放射線障害発生の防止について総括的な監督を行わせるため、法第35条第1項の第一種放射線取扱主任者免状を有する者又は医師の中から放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任しなければならない。

2 病院長は、主任者に原子力規制委員会規則で定める期間ごとに、原子力規制委員会の登録を受けた者が行う主任者の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

（主任者の職務）

第8条 主任者は、病院における放射線障害の発生の防止に係る監督に関し、次に掲げる職務を行う。

- （1） この規程の制定及び改廃への参画
- （2） 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- （3） 法令に基づく申請、届出及び報告の審査
- （4） 立入検査等の立会い
- （5） 異常及び事故の原因調査への参画
- （6） 病院長に対する意見の具申
- （7） 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査
- （8） 関係者への助言、勧告及び指示

- (9) 放射線安全委員会の開催の要求
- (10) その他放射線障害防止に関する必要事項
(主任者の代理者)

第9条 病院長は、主任者が旅行、疾病その他事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務を代行させるため、第7条第1項に規定する有資格者の中から主任者の代理者(以下「代理者」という。)を選任しなければならない。

- 2 代理者は、主任者が旅行、疾病その他事故により不在となる期間中、その職務を代行しなければならない。
(放射線管理責任者)

第10条 病院長は、放射線施設に放射線管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置く。

- 2 管理責任者は、病院長が指名する。
- 3 管理責任者は、放射線障害の発生を防止するため、次に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 放射線発生装置の使用の帳簿の保存及び放射化物の保管、廃棄及びそれらに必要な帳簿の保存に関すること。
 - (2) 放射線発生装置の取扱い及び管理についての監督を行う。
 - (3) 測定を要する場所の線量の測定及びそれらに必要な帳簿の記録及び保存に関すること。
 - (4) 業務従事者の個人被ばく線量の測定及び記録に関すること。
 - (5) 管理区域内の申請事項に係わる施設の保持に関すること。
 - (6) 教育及び訓練に関すること。
 - (7) 管理区域の人の出入りの管理に関すること。
 - (8) 所轄官庁への申請、届出及び報告に関すること。
 - (9) 施設、設備等の巡視点検に関すること。
(業務従事者)

第11条 放射線発生装置の取扱い及び管理業務に従事する者は、業務従事者として登録しなければならない。

- 2 業務従事者の登録は、管理責任者の申請に基づき、主任者の同意の下に病院長が許可した上で登録する。
- 3 病院長は、前項の許可を行うに当たり、業務従事者として登録しようとする者に対し第23条に規定する教育及び訓練並びに第24条に規定する健康診断を受けさせなければならない。
(一時立入者)

第12条 一時立入者は、その都度、管理責任者に申し出てその許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を得た者は、主任者、管理責任者又は業務従事者のいずれかの者と同行し、みだりに許可された以外の場所に立ち入ってはならない。
(放射線施設の管理区域)

第13条 病院長は、放射線障害防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

- 2 管理責任者は、次に掲げる者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。
 - (1) 業務従事者
 - (2) 一時立入者として管理責任者が許可した者
(管理区域に関する遵守事項)

第14条 管理責任者は、管理区域の入口の目につきやすい場所に取扱いに関わる注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

- 2 管理区域に立ち入る者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 定められた出入口から出入りすること。
 - (2) 管理区域に立ち入る時は、所定の用紙に必要事項を記入すること。

- (3) 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
- (4) 関係者以外の者は、管理区域内の装置及び器具類をみだりに触らないこと。
- (5) 管理区域に飲料、食物等を持ち込まないこと。
- (6) 業務従事者は、主任者又は管理責任者が放射線障害を防止するために行う指示及び施設の保安を確保するための指示に従うこと。

(施設等の巡視点検)

第15条 管理責任者は、別表第2に掲げる項目について毎年1回以上放射線施設の巡視点検を行わなければならない。

- 2 管理責任者は、前項の巡視点検の結果、異常を認めるときは、その旨を主任者に報告するとともに、修理等必要な措置を講じなければならない。

(修理又は改造)

第16条 管理責任者は、放射線施設に関わる設備、機器等について修理又は改造を行うときは、その実施計画を作成し、事前に主任者及び病院長の承認を受けなければならない。

- 2 管理責任者は、前項の修理又は改造を終えたときは、その結果について主任者及び病院長に報告しなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについては、この限りでない。

(自主検査)

第17条 主任者は、別表第3の放射線施設自主検査項目及び実施細目により、毎年1回以上使用施設等に関わる自主検査を行わなければならない。

- 2 主任者は、前項の自主検査の結果、異常を認めるときは、修理等必要な措置を講じなければならない。
- 3 主任者は、自主検査の結果を取りまとめて病院長に報告しなければならない。
- 4 管理責任者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第39条第3項に規定する放射線管理状況報告書を毎年4月1日を始期とする1年間について作成し、病院長に提出しなければならない。

(放射線発生装置の使用)

第18条 業務従事者は、管理責任者の監視の下に、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) インターロック等を設置している場合は、使用前にインターロック等が正常に作動することを確認するとともに、立入りを禁止している区域に人がいないことを確認すること。
- (2) 放射線発生装置の使用中は、照射中であることを明示すること。
- (3) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- (4) 遮蔽壁その他の遮蔽物により、適当な遮蔽を行うこと。
- (5) 遠隔操作装置等により、直線加速装置との間に十分な距離を設けること。
- (6) 使用中に機器に故障その他の異常が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに機器の使用を中止し、その旨を主任者及び管理責任者に報告すること。

- 2 放射線発生装置の使用に伴い、発生した放射化物の取扱いについては、汚染の拡大防止措置を講ずるとともに、被ばく線量の低減に努めること。

(保管及び廃棄)

第19条 放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射化物は、所定の容器に入れ、所定の保管廃棄設備に保管し、廃棄する場合は所定の廃棄業者にその処理を委託して行わなければならない。

(放射線測定機器等の保守)

第20条 管理責任者は、安全管理に関わる放射線測定機器等について、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(放射線量の測定)

第21条 管理責任者は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線量の測定を行い、その結果を評価し、記録し、及び保存しなければならない。

2 放射線量の測定は、原則として1センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。

3 測定の実施時期及び回数は、放射線発生装置の取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては6月を超えない期間ごとに1回とする。

4 測定は、次に掲げる項目についての測定結果を記録し、5年間保存しなければならない。

- (1) 測定日時
- (2) 測定箇所
- (3) 測定した者の職、氏名等
- (4) 放射線測定器の種類及び形式
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果
(個人被ばく線量の測定)

第22条 管理責任者は、業務従事者に対し、適切な放射線測定用具を着用させ次に定めるところに従い、個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定用具を用いて測定することが著しく困難な場合は計算によって、これらの値を算出するものとする。

- (1) 測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 測定は、胸部(女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。ただし、合理的な理由があるときは、この限りでない。)にあつては腹部)については1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量(中性子線については1センチメートル線量当量)を測定すること。
- (3) 前号の測定のほか、頭部及びけい部から成る部分、腹部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大腿部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分(前号において、腹部について測定することとされる女子にあつては、腹部及び大腿部から成る部分)以外の部分である場合は、当該部分についても1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量(中性子線については1センチメートル線量当量)の測定を行うこと。
- (4) 人体部位のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大腿部以外である場合にあつては、前2号の測定のほか、当該部分について70マイクロメートル線量当量の測定を行うこと。ただし、中性子線については、この限りでない。
- (5) 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入る間継続して行うこと。ただし、一時立入者として管理責任者が認めた者については外部被ばくの実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うものとし、次の項目について記録するものとする。

ア 測定対象者の氏名

イ 測定をした者の氏名

ウ 放射線測定器の種類及び形式

エ 測定方法

オ 測定部位及び測定結果

(6) 前号の規定による測定の結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により病院長が、妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該期間毎に算定し、算定の都度次の項目について記録すること。

ア 算定年月日

- イ 対象者の氏名
- ウ 算定した者の氏名
- エ 算定対象期間
- オ 実効線量
- カ 等価線量及び組織名

(7) 前号の規定による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間を含む原子力規制委員会が定める期間の累積実効線量(前号により4月1日を始期とする1年間ごとに算定された実効線量の合計をいう。)を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度次の項目について記録すること。

ア 集計年月日

- イ 対象者の氏名
- ウ 集計した者の氏名
- エ 集計対象期間
- オ 累積実効線量

(8) 第5号から前号までの規定による記録は、管理責任者が永年保存するとともに、記録の都度対象者に対してその写しを交付すること。

(教育及び訓練)

第23条 管理責任者は、業務従事者に対し、この規程の周知等を図るほか放射線障害の発生を防止するため必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の教育及び訓練は、次に定めるところによる。

(1) 教育及び訓練の実施時期は、業務従事者が次のア又はイに該当する時期とする。

- ア 初めて管理区域に立ち入る前
- イ 業務開始後1年を超えない期間ごと

(2) 教育及び訓練の項目及び時間数は、次の通りとする。

- | | |
|--------------------------|-------|
| ア 放射線の人体に与える影響 | 30分以上 |
| イ 放射性同位元素及び放射線発生装置の安全取扱い | 4時間以上 |
| ウ 放射線障害防止に関する法令 | 1時間以上 |
| エ 放射線障害予防規程 | 30分以上 |

3 前項の規定に関わらず、同項第2号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、教育及び訓練の一部を省略することができる。

4 管理責任者は、一時立入者として許可する場合は、当該一時立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

(健康診断)

第24条 病院長は、業務従事者に対して次に定めるところにより、健康診断を実施しなければならない。

(1) 実施時期は、次のとおりとする。

- ア 業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前
- イ 管理区域に立ち入った後にあつては、1年を超えない期間ごと。

(2) 健康診断は、問診及び検査又は検診とする。

(3) 問診は、放射線の被ばく歴及び被ばくの状況について行うこと。

(4) 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、アからウまでの部位又は項目(初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあつては、ア及びイの部位又は項目を除く。)については、医師が必要と認める場合に限る。

- ア 末梢血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
- イ 皮膚

ウ 眼

エ その他原子力規制委員会が定める部位及び項目

2 病院長は、前項の規定に関わらず、業務従事者が実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合には、遅滞なくその者につき健康診断を実施しなければならない。

3 病院長は、次に掲げる項目について健康診断の結果を記録しなければならない。

- (1) 実施年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 健康診断を実施した医師名
- (4) 健康診断の結果
- (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

4 健康診断の結果は、病院長が永年保存するとともに、実施の都度対象者に対してその写しを交付しなければならない。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第25条 主任者は、業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれがある場合には、その程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入禁止、配置転換等健康の保持に必要な措置を病院長に具申しなければならない。

2 病院長は、前項の具申があった場合には、適切な措置を講じなければならない。

(記帳及び保存)

第26条 管理責任者は、放射線発生装置の使用及び管理、放射化物の保管及び廃棄、自主検査並びに教育及び訓練に関する帳簿を備え、記録しなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用及び管理
 - ア 放射線発生装置の種類
 - イ 放射線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所
 - ウ 業務従事者の氏名
- (2) 保管及び廃棄
 - ア 放射化物の種類及び数量
 - イ 放射化物の保管の期間、方法及び場所
 - ウ 放射化物の保管に従事する者の氏名
 - エ 放射化物の廃棄の年月日、方法及び場所
 - オ 廃棄を行う業者
- (3) 自主検査
 - ア 実施年月日
 - イ 結果及びこれに伴う措置の内容
 - ウ 検査を行った者の氏名
- (4) 教育及び訓練
 - ア 教育及び訓練の実施年月日、項目及び時間
 - イ 教育及び訓練を受けた者の氏名

3 第1項の帳簿は毎年3月31日に閉鎖し、5年間保存しなければならない。

(危険時の措置)

第27条 放射線発生装置の放射線施設に関し、地震、火災、運搬中の事故等の災害が起こったことにより放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、その発見者は、直ちに災害の拡大防止、通報、避難警告等の応急の措置を講じなければならない。

2 病院長は、前項の事態が生じた場合は、直ちに関係機関に通報するとともに、遅滞なく原子力規

制委員会又は国土交通大臣に届け出なければならない。

(地震等の災害時における措置)

第28条 地震、火災等の災害が起こった場合には、別表第4に定める災害時の連絡通報時体制に従い、あらかじめ決められた業務従事者が別表第3の放射線施設自主検査項目及び実施細目に定める検査項目に加え電源設備及び警報設備の点検を行い、その結果を主任者を經由して病院長に報告しなければならない。

(報告)

第29条 次に掲げる事態を発見した者は、管理責任者及び主任者に通報しなければならない。

- (1) 放射化物の盗難又は所在不明が生じた場合
- (2) 業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくが発生した場合
- (3) 前2号のほか放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合

2 病院長は、前項の通報を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、それぞれ原子力規制委員会に報告しなければならない。

3 病院長は、毎年4月1日からその翌年3月31日までの期間における放射線管理の状況について、法定の報告書を当該期間の経過後3月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

(補則)

第30条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

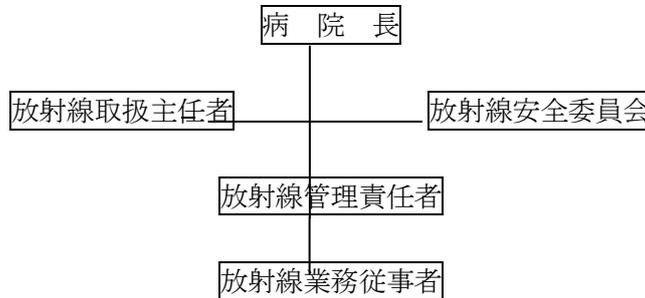
2 この規程の改廃は、放射線安全委員会の協議を経なければならない。

3 この規程を改廃したときは、30日以内に原子力規制委員会に届け出るものとする。

附 則

この規程は、平成27年8月25日から施行する。

別表第1 (第5条関係)



別表第2 (第15条関係) 放射線施設等の巡視点検

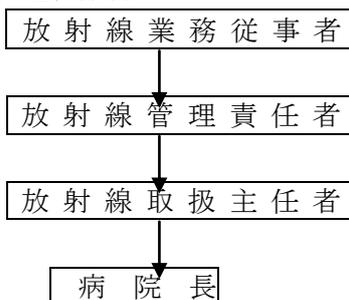
設備等	点検項目	実施担当者
管理区域全域	管理区域の区画及び閉鎖施設 作業環境の状況 床及び天井等の状況 標識等の状況 汚染検査設備及び洗浄設備の状況 更衣設備の状況	放射線管理責任者
インターロック	作業確認	同上
自動表示装置	作業確認	同上
電源設備	作業確認	同上

警報設備	作業確認	同上
------	------	----

別表第3 (第17条関係) 放射線施設自主検査項目及び実施細目

区 別	検 査 項 目	実 施 細 目	実 施 担 当 者
設備の位置等	① 位置 ② 地崩れのおそれ ③ 浸水のおそれ ④ 周囲の状況	目視による 同 上 同 上 同 上	放射線管理責任者
主要構造部等	構造及び材料	目視による	同 上
遮 蔽	① 構造及び材料 ② 遮蔽物の状況	目視による 同 上	同 上
管 理 区 域	① 区画及び閉鎖施設 ② 床・壁等の構造、表面仕上げの状況 ③ 線量 ④ 標識	目視による 同 上 測定結果参照 目視による	同 上
放射化物 保管廃棄設備	① 設置位置等 ② 種類 ③ 数量 ④ 線量 ⑤ 保管の期間と方法 ⑥ 標識	目視による 核種 個数 測定結果参照 帳簿とラベル管理 目視による	同 上
放射線同位元素 使用室及び放射線 発生装置使用室	① 設置位置等 ② 床・壁等の構造 ③ インターロック ④ 自動表示装置 ⑤ 線量 ⑥ 安全装置 ⑦ 放射線測定器 ⑧ 標識	目視による 同 上 同 上 同 上 測定結果参照 目視による 実測結果 目視による	同 上

別表第4 (第28条関係) 災害時連絡通報体制



訓令第9号

大和高田市地方公会計制度財務書類作成支援業務事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成27年8月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市地方公会計制度財務書類作成支援業務事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令
大和高田市地方公会計制度財務書類作成支援業務事業者選定委員会設置要綱(平成27年訓令第6号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

告 示

告示第47号

大和高田市子どものための教育・保育の利用に関する様式を定める要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市子どものための教育・保育の利用に関する様式を定める要綱

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第11条に規定する子どものための教育・保育給付(法附則第6条第1項に規定する委託費の支払を含む。)の対象となる事業の利用に関して必要な文書の様式については、別に定めるものを除くほか、この告示に定めるものとする。

(支給認定に関する様式)

第2条 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)第2条第1項の申請書は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(様式第1号)とする。

2 法第20条第4項の認定証は、支給認定証(様式第2号)とする。

3 法第20条第5項の規定による通知は、支給認定申請却下通知書(様式第3号)によるものとする。

4 府令第11条第1項の申請書及び府令第15条第1項の届書は、支給認定変更申請書(兼変更届)(様式第4号)とする。

5 府令第16条第2項の申請書は、支給認定証再交付申請書(様式第5号)とする。

6 府令第9条第1項の届書は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定に係る現況届兼継続利用確認書(様式第6号)とする。

7 府令第14条第1項の規定による通知は、支給認定取消通知書(様式第7号)によるものとする。

(認定こども園及び保育所の利用に関する様式)

第3条 大和高田市立こども園条例施行規則(平成22年規則第15号。以下「こども園規則」という。)第7条第1項及び大和高田市保育所条例施行規則(平成17年規則第1号。以下「保育所規則」という。)第7条第1項の申請書は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書とする。

2 こども園規則第8条第1項及び保育所規則第8条第1項の規定による承諾の通知は、利用承諾通知書(様式第8号)によるものとする。

3 こども園規則第8条第1項及び保育所規則第8条第1項の規定による不承諾の通知は、利用不承諾通知書(様式第9号)によるものとする。

4 こども園規則第9条第1項及び保育所規則第9条第1項の規定による通知は、実施解除通知書(様式第10号)によるものとする。

5 こども園規則第10条第3号及び保育所規則第10条第3号の規定による届出は、利用中止届(兼支給認定取消申請書)(様式第11号)によるものとする。

(利用者負担に関する様式)

第4条 こども園規則第11条第1項及び保育所規則第11条第1項の規定による通知は、保育料決定通知書(様式第12号)によるものとする。

2 前項の通知を前条第2項の通知と同時に行う場合は、それぞれの通知に代えて、利用承諾通知書兼保育料決定通知書(様式第13号)によることができる。

3 こども園規則第11条第2項及び保育所規則第11条第2項の規定による通知は、保育料変更通知書(様式第14号)によるものとする。

4 こども園規則第12条第2項及び保育所規則第12条第2項の身分証は、保育料徴収職員証(様式第15号)とする。

5 こども園規則第13条第1項及び保育所規則第13条第1項の規定による申請は、保育料減免申請書(様式第16号)によるものとする。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

施設型給付費・地域型保育給付費等
支給認定申請書

年度	年齢	年度	年齢
年度		年度	
年度		年度	
年度		年度	

年 月 日

保護者氏名

印

大和高田市長 殿

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を申請します。

申請に係る小学校 就学前子ども	(ふりがな) 氏 名	生年月日 年 月 日	性別 男・女	子どもの障害等の有無 ※診断書等ご提出ください 有・無
保護者 住所・連絡先	(住 所) (連絡先) 自宅 - - (続柄:) 携帯 - -			
支給認定証番号	(既に支給認定を受けている場合に記入してください。)			
保育の希望の有無(※)	有 :	保護者の労働や疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む。)		
	無 :	幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く。)		

- (※) ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます(以下同じ)。
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。
- ・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①及び④に必要事項を記入してください。

①世帯の状況

	(ふりがな) 氏 名	子ども の続柄	生年月日 年 月 日	性別 男・女	勤務先・学校名等	備考
子どもの 世帯員			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
生活保護の適用の有無	適用なし ・ 適用あり (年 月 日保護開始)					

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用を希望する 施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由
	第1希望 (希望理由)
	第2希望 (希望理由)
	第3希望 (希望理由)

(表面)

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働や疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考	
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()		
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()		
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()		
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input type="checkbox"/> 左記以外			
希望する利用時間	利用曜日		利用時間	
	曜日から	曜日まで	時 分から 時 分から	時 分まで (月～金曜日) 時 分まで (土曜日)

④認定申請に当たっての署名欄

1.申請に実態と異なる内容が認められた場合には、認定を取り消されても異議ありません。また、申請内容につき、市が関係者・関係機関に事実確認等を行うことに同意します。

2.市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧することに同意します。また、その情報に基づき決定した利用者負担額(保育料)について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

3.利用開始が翌年度となる場合の申請については、審査等事務の集中により、認定の時期が申請の日の属する年度の末日までとなることに同意します。

保護者氏名 印

* 市記載欄

受付年月日	年 月 日		
認定の可否		認定者番号	認定区分等
可 (年 月 日認定) ・ 否 (否とする理由:)			<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)
支給(入所)の可否		支給(利用)期間	
可 ・ 否 (否とする理由: [<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型])		自	年 月 日 至 年 月 日
入所施設(事業者)名			
<input type="checkbox"/> 認定こども園 (<input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼 (<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 保(<input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼) <input type="checkbox"/> 地(<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保)) <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型 (<input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事)			
備考			

* 施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
施設(事業者)名	
担当者氏名	(担当者)
連絡先	(連絡先)
入所契約(内定)の有無	有 (契約・内定(年 月 日契約(内定))) ・ 無
備考	

(裏面)

様式第2号 (第2条関係)

様

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

支給認定証

認定区分			
保育の事由及び必要量			
支給認定証番号			
有効期間			
子ども	フリガナ氏名		
	生年月日	性別	
保護者	氏名		
	居住地		
	生年月日		
変更事項			

年 月 日

大和高田市長 印

様式第3号(第2条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

支給認定申請却下通知書

様

施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定の申請については、次の理由で却下しますので通知します。

子どもの氏名及び生年月日	
却下理由	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)

当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

様式第4号(第2条関係)

支給認定変更申請書(兼変更届)

大和高田市長 殿

年 月 日

住所	〒 大和高田市				
申請者 (保護者)	氏名	生年月日	連絡先		子どもとの続柄
	ふりがな 印	年 月 日	自宅 携帯	- -	
教育・保育 を利用する 子ども	氏名	生年月日	性別	利用施設・事業者名	備考
	ふりがな	年 月 日	男・女		
	ふりがな	年 月 日	男・女		
	ふりがな	年 月 日	男・女		

※変更後の内容を記入してください。

支給認定に係る事項の変更を申請(届出)いたします。また、子どもの保護者及び同居する扶養義務者の市町村民税課税状況を税務関係当局に照会すること並びに利用する特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に対し変更の内容を報告することに同意します。

▼変更する項目に☑し、変更後の内容を記入してください。

変更事由発生日		年 月 日	
<input type="checkbox"/> 住所 ※変更後の内容は上記のとおり	<input type="checkbox"/> 保護者 ※変更後の内容は上記のとおり	<input type="checkbox"/> 教育・保育を利用する子ども ※変更後の内容は上記のとおり	
<input type="checkbox"/> 世帯の状況 (変更後の世帯員全員を記入。ただし、教育・保育を利用する子どもを除く。)	ふりがな 氏名	子ども との続柄	生年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
<input type="checkbox"/> 認定区分 ※2号又は3号認定に変更の場合、証明書等添付	<input type="checkbox"/> 1号認定		
	<input type="checkbox"/> 2号認定 (<input type="checkbox"/> 保育標準時間 <input type="checkbox"/> 保育短時間)		
保育短時間から保育標準時間への変更の場合、その理由 ※証明書等添付	<input type="checkbox"/> 3号認定 (<input type="checkbox"/> 保育標準時間 <input type="checkbox"/> 保育短時間)		
	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由やその内容が変更されたため (就労時間の延長等)		
	<input type="checkbox"/> 保育短時間に相当するが、就労の時間帯等が常態的に基本保育時間を超えるため		
<input type="checkbox"/> 有効期間 ※証明書等添付	<input type="checkbox"/> その他 ()		
	年 月 日 から		<input type="checkbox"/> 小学校就学前まで
		<input type="checkbox"/> 年 月 日 まで	

<input type="checkbox"/> 利用者負担	変更の理由 () ※公簿等により変更の原因となった事実等を確認できない場合は、証明書等添付	
<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由 ※証明書等添付	子どもとの続柄	保育を必要とする事由
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ()
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ()

支給認定証を添付してください。紛失・汚損した場合は、再交付申請をしてください。

(必要添付書類)

変更内容	必要な添付書類
①住所	支給認定証
②教育・保育を利用する子ども	
③保護者	・支給認定証 ・保護者が婚姻した場合、 婚姻相手の保育理由証明書
④世帯の状況	
⑤認定区分	・支給認定証 ・1号認定から2号認定への変更の場合、 保育理由証明書 ・保育短時間認定から保育標準時間認定への変更の場合、 保育理由証明書 (既に提出済みの場合は、コピーでも可。ただし、変更は保育必要量が保育標準時間に相当すると認められる場合に限ります。)
⑥有効期間	・支給認定証 ・ 保育理由証明書
⑦利用者負担	・支給認定証 ・公簿等により市町村民税課税状況が確認できない場合、 課税証明書 ・保育料軽減の対象となる場合、 保育料軽減事由の確認書類 (児童扶養手当証書等)

様式第5号 (第2条関係)

支給認定証再交付申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

次のとおり、支給認定証の再交付を申請します。なお、再交付を受けた後、紛失した支給認定証を発見したときは、速やかに発見した支給認定証を市に返還します。

申請者 (保護者)	氏名	生年月日	連絡先		子どもとの続柄
	ふりがな 印	年 月 日	自宅 携帯	- -	
住 所	〒 大和高田市				
再交付を 必要とする 子ども	氏名	生年月日	性別	利用施設・事業者名	備考
	ふりがな	年 月 日	男・女		
	ふりがな	年 月 日	男・女		
再交付の 理由	<input type="checkbox"/> 汚損したため(交付済みの支給認定証を添付してください。) <input type="checkbox"/> 紛失したため <input type="checkbox"/> その他()				

※有効期間外の支給認定証の再交付はできません。

様式第6号(第2条関係)

施設型給付費・地域型保育給付費等
支給認定に係る現況届 兼 継続利用確認書

年度	年齢	年度	年齢
年度		年度	
年度		年度	
年度		年度	

大和高田市長 殿

年 月 日

住所	〒 大和高田市		連絡先	自宅 — — 携帯 — — (続柄:)	
届出者 (保護者)	氏名	生年月日	子どもとの続柄	備考	
	ふりがな 印	年 月 日			
届出に係る小学 校就学前子ども	氏名	生年月日	性別	利用施設・事業者名	備考
	ふりがな	年 月 日	男・女		
前回申請又は届 出からの変更点	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 届出に係る小学校就学前子ども <input type="checkbox"/> 世帯員 <input type="checkbox"/> 保育を必要とする理由 <input type="checkbox"/> 市町村民税課税額				
施設・事業の 継続利用	<input type="checkbox"/> 年4月以降も、現在利用している施設・事業を継続して利用する。 <input type="checkbox"/> 年3月末日までに、現在利用している施設・事業の利用を中止する。 ※別途利用中止届が必要 <input type="checkbox"/> 現在、利用している施設・事業はない。				

子どもの 世帯員	(ふりがな) 氏名	子どもとの 続柄	生年月日	性別	勤務先・学校名等	備考
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
生活保護の適用の有無		<input type="checkbox"/> 適用なし ・ <input type="checkbox"/> 適用あり (年 月 日保護開始)				
家庭の状況		<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input type="checkbox"/> 左記以外				
保護者等が保育の利用を 必要とする理由	子どもとの 続柄	必要とする理由				備考
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()				
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()				

届出に当たっての署名欄

1.届出に実態と異なる内容が認められた場合には、認定を取り消されても異議ありません。また、届出内容につき、市が関係者・機関に事実確認等を行うことに同意します。

2.市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧することに同意します。また、その情報に基づき決定した利用者負担額(保育料)について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 印

様式第7号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

支給認定取消通知書

子ども・子育て支援法第24条第1項の規定により、下記のとおり施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定を取り消しましたので通知します。また、既に返還済みの場合を除き、下記期限までに支給認定証を返還してください。

支給認定証番号	
子どもの氏名 及び生年月日	
取消年月日	
取消理由	
支給認定証の 返 還 先	
支給認定証の 返 還 期 限	
<p>この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。</p>	

様式第8号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

利用承諾通知書

申込みのありました施設の利用について次のとおり承諾します。

利用する子どもの 氏名及び生年月日	
利用する施設の 名称及び所在地	
教育・保育の実施期間	
保育料の月額 及び納付方法	
<p>この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経</p>	

過したときは、提起することができません。

様式第9号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

利用不承諾通知書

申込みのありました施設については、次の理由により利用できませんので通知します。

子どもの氏名 及び生年月日	
理 由	
<p>この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。</p>	

様式第10号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

実施解除通知書

次の子どもについて、教育・保育の実施を解除することとなりましたので、通知します。

利用する子どもの 氏名及び生年月日	
利用する施設の 名称及び所在地	
教育・保育の実施の 解除の年月日	
教育・保育の実施の 解除の理由	
<p>この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。</p>	

様式第11号(第3条関係)

利用中止届(兼支給認定取消申請書)

年 月 日

保護者氏名 印

大和高田市長 殿

次のとおり、教育・保育の利用を中止します。

届出(申請)に係る小学校 就学前子ども	氏名	生年月日	性別
	ふりがな	年 月 日生	男・女
保護者 住所・連絡先	(住 所) 大和高田市 (連絡先) 自宅 - - 携帯 - - (続柄:)		
支給認定証番号	(既に支給認定を受けている場合に記入してください。)		
利用中止する施設 (事業者)名			
中止年月日	年 月 日		
中止理由	1. 家庭で保育する。 2. 育児休業取得 (年 月 日 ~ 年 月 日) <input type="checkbox"/> 仕事復帰後、同じ施設又は事業の利用を希望する。 <input type="checkbox"/> 仕事復帰後、同じ施設又は事業の利用を希望しない。 3. 市外転出※引き続き同じ施設の利用を希望する場合、転出先で手続きが必要 4. 市内転居 5. 他の施設又は事業を利用する。(施設・事業者名:) 6. その他 ()		
支給認定の取消しの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (他の施設又は事業を利用する場合)		

※「支給認定の取消しの有無」が「有」の場合、支給認定証を添付(返還)してください。

※「支給認定の取消しの有無」が「無」の場合で、利用中止後も保育の認定(子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の認定)を継続して受けるためには、毎年、保育を必要とする理由及び利用者負担額(保育料)算定のために必要な事項の届出が必要です。

様式第12号(第4条関係)

第 号
年 月 日

大和高田市長 印

保育料決定通知書

下記に記載のある方は口座振替納付です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

保育料について以下のとおり決定しましたので通知します。

子どもの氏名 及び生年月日			
所得階層		所得調定額	

決 定 額	
-------	--

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

※本年度市町村民税課税決定後に再算定を行うため、8月分までと9月分以降で保育料決定額が異なる場合があります。

※口座振替日が休日の場合は、翌営業日に振り替えます。

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

様式第13号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

利用承諾通知書兼保育料決定通知書

下記に記載のある方は口座振替納付です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

申込みのありました施設の利用について次のとおり承諾します。

また、保育料について以下のとおり決定しましたので通知します。

利用する子どもの氏名及び生年月日	
利用する施設の名称及び所在地	
保育の実施期間	
保育料の月額及び納付方法	

※本年度市町村民税課税決定後に再算定を行うため、8月分までと9月分以降で保育料決定額が異なる場合があります。

※口座振替日が休日の場合は、翌営業日に振り替えます。

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

様式第14号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

保育料変更通知書

下記に記載のある方は口座振替納付です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

保育料について以下のとおり変更しましたので通知します。

子どもの氏名 及び生年月日			
変更前	所得階層		所得調定額
変更後	所得階層		所得調定額
変更前決定額		変更後決定額	

変更前	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
変更後	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

※本年度市町村民税課税決定後に再算定を行うため、8月分までと9月分以降で保育料決定額が異なる場合があります。

※口座振替日が休日の場合は、翌営業日に振り替えます。

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

様式第15号(第4条関係)

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">第 号</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">保 育 料 徴 収 職 員 証</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">所 属</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">氏 名</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">(年 月 日生)</p> <p style="margin: 10px 0;">上記の者は大和高田市保育所条例施行規則第12条及び大和高田市立こども園条例施行規則第12条の規定に基づき、保育料の徴収に関し、地方税法に定める徴税吏員の事務に相当する事務を行う者であることを証する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">写真</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">年 月 日交付</p> </div> </div>
--

様式第16号(第4条関係)

保育料減免申請書			
子ども名		施設名	
生年月日		保護者の 職 業	
現住所		保護者の 収 入 (月 額)	
減免申請の理由			
上記のとおり保育料の減免を申請します。			
大和高田市長 殿		年 月 日	
		保護者 氏名	印

告示第48号

大和高田市介護保険料の低所得者等に対する減免取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定め

る。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市介護保険料の低所得者等に対する減免取扱要綱の一部を改正する告示

大和高田市介護保険料の低所得者等に対する減免取扱要綱(平成15年告示第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第3段階」を「第2段階」に、「第38条第1項第3号に掲げる者)の者」を「第38条第1項第2号に掲げる者をいう。)及び第3段階(介護保険法施行令第38条第1項第3号に掲げる者をいう。)」に改める。

別表中「第3段階(基準額×0.75の保険料額を第1段階(基準額×0.5)」を「第2段階及び第3段階の保険料額を第1段階」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

告示第89号

大和高田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の全部を改正する告示を次のように定める。

平成27年7月21日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱

大和高田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱(平成26年告示第61号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、適切な配慮を行うため、暫定的かつ臨時的な措置として実施する臨時福祉給付金の支給に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において「臨時福祉給付金」とは、前条の目的を達成するために支給される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 この告示に基づき臨時福祉給付金の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、次の第1号から第5号までのいずれかの要件に該当し、かつ、第6号の要件に該当する者(他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)において臨時福祉給付金が支給される者を除く。)とする。

(1) 平成27年1月1日(以下「基準日」という。)において、本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日(住基法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。次号において同じ。)が基準日以前となっている転出届(同条の規定による届出をいう。次号において同じ。)を本市に行った者であって、転入をした年月日(住基法第22条第1項に規定する転入をした年月日をいう。次号において同じ。)が基準日の翌日以後である転入届(同項の規定による届出をいう。次号において同じ。)をいずれかの市町村に行ったことが住基法第9条第1項の規定による転入の通知により確認されたもの

(3) 基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において

日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの（転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入した年月日が基準日の翌日以後である転入届を本市へ行ったものを除く。）

(4) 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。次号において同じ。）であり、かつ、基準日以後に次のアからカまでのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者（平成9年1月3日以降に生まれた者。）をいう。）及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者（平成7年1月3日以降に生まれた者。）をいう。以下同じ。）であって、その入所等している施設等が本市に所在しているもの

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童等（保護者（児童福祉法に規定する保護者をいう。以下同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。）

イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受け、若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院をしている者に限る。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給を受け、又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）

エ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

カ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者

に限る。)

(5) 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に本市に避難し、配偶者と生計を別にしてしているもの（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）及びその同伴者であって、基準日において本市にその住民票を移しておらず、次に掲げるアの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を本市に申し出たもの

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。

イ 配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令（配偶者からの暴力を理由に避難している者にあつては、同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令。その同伴者にあつては、同条第3項又は第4項の規定による接近禁止命令をいう。）が出されていること。

ウ 売春防止法に規定する婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。

エ 基準日の翌日以後に住民票が本市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知）による支援措置の対象となっていること。

(6) 平成27年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項において準用する場合を含む。）の規定により課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又は条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、基準日において次の各号のいずれかに該当する者には、臨時福祉給付金を支給しない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成27年10月1日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下この号において「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から平成27年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）

(3) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下この号において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から平成27年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）

(4) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この号において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から

平成27年10月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。)

- 3 第1項の規定にかかわらず、臨時福祉給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、臨時福祉給付金を支給しない。
- 4 基準日において第1項第4号アからカまでのいずれかに該当する児童等については、同項第6号の要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、基準日において第1項第4号ウ、エ又はカに該当する15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母(以下この項において「児童等である父又は母」という。)がその子である児童(以下この項において「子である児童」という。)と同一の施設に入所している場合については、当該親子は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。
- 5 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において本市にその住民票を移しておらず、第1項第5号アの要件を満たし、かつ、同号イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を本市に申し出たものについては、同項第6号の要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、その際に配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合は、これに基づき臨時福祉給付金の支給に係る審査を行うものとし、それ以外の場合で、配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できた場合は、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は、当該者の扶養親族等とみなす。
- 6 基準日において、次の各号のいずれかに該当する者については、第1項第6号の要件の適用に当たっては、当該者の扶養者の扶養親族等には該当しないものとみなす。
 - (1) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。)のうち、養護者(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居(以下「入所等」という。)の措置が採られている者(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)
 - (2) 高齢者(基準日において65歳以上の者(昭和25年1月2日以前に生まれた者。)をいう。)のうち、養護者(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

(支給額)

第4条 支給対象者に対して支給する臨時福祉給付金の金額は、支給対象者1人につき6,000円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 臨時福祉給付金に係る申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、市長がやむを得ないと認める場合を除き、前項の規定により市長が定める申請受付開始日のうち最も早い日から起算して3月を経過する日とする。ただし、市長が必要と認める場合は、当該期限を3月以内に限り延長することができる。

(申請及び支給の方式)

第6条 臨時福祉給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、臨時福祉給付金申請書(請求書)(様式第1号)又は臨時福祉給付金申請書(請求書)(施設入所等児童等用)(様式第2号。以下これらを「申請書」という。)により申請を行うものとする。

2 申請者による申請及び臨時福祉給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。
この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号の方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。

3 申請者は、臨時福祉給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証ししなければならない。

(代理による申請)

第7条 申請者の代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者とする。

(1) 基準日時点における申請者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人(民法(明治29年法律第89号)に規定する親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人をいう。)

(3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が適当と認めるもの

2 前項の規定により代理人が臨時福祉給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に原則として委任状(申請書の委任欄への記載を含む。)を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては住基法第3条に規定する住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給の決定)

第8条 市長は、前2条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、支給の可否を決定し、申請者に対して臨時福祉給付金を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当するときは、臨時福祉給付金を支給しない。

(1) 第3条第1項第4号に規定する児童等 当該児童等分の臨時福祉給付金につき同号アに規定する保護者から前条に規定する申請(以下「代理申請」という。)があつた場合(市において、当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)

(2) 第3条第1項第5号に規定する者で同号に規定する申出を行ったもの 当該者分の臨時福祉給付金につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があつた場合(申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村に到達した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)

(3) 第3条第6項に規定する者 当該者分の臨時福祉給付金につき、同項に規定する養護者から代理申請があつた場合(市において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)

(臨時福祉給付金の支給等に関する周知)

第9条 市長は、臨時福祉給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民に周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項に規定する申請期限までに第6条の規定による申請(代理申請を含む。)が行われなかった場合は、当該支給対象者が臨時福祉給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた者があるときは、その者に支給した臨時福祉給付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 臨時福祉給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、臨時福祉給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

臨時福祉給付金(平成27年度) 申請書(請求書)(案)

受付印

バーコード

大和高田市長 殿

1. 申請・受給者

フリガナ 氏名		性別	生年月日	記入日	年	月	日
住所		印	男・女	電話 ()			

※ 申請・受給者の押印又は署名が必要です。

※ 裏面の誓約・同意事項(1)~(6)に誓約・同意の上、臨時福祉給付金(対象者1人につき6千円)を申請します。

2. 支給対象者

上記「1. 申請・受給者」が、その扶養親族等で同一の世帯にいる支給対象者を代表して、代理申請・受給する場合には、支給対象者の氏名等を下の欄にご記入ください。この場合、支給対象者は、それぞれ裏面の誓約・同意事項(1)~(6)に誓約・同意し、上記「1. 申請・受給者」に申請・請求及び受給を委任するものとします。

	フリガナ 氏名	性別	生年月日
1	印	男・女	年 月 日
2	印	男・女	年 月 日
3	印	男・女	年 月 日
4	印	男・女	年 月 日
5	印	男・女	年 月 日
6	印	男・女	年 月 日

※ 支給対象者全員分の押印又は署名が必要です。

3. 受取方法 (該当する受取方法のA又はB若しくはCのチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

□ A 昨年度と同じ金融機関口座(下記)への振込

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カタカナ)
			* * *	

※上記「A」欄に記載のない方や、新規口座への振込希望の方は、以下の欄に正確にご記入ください。

□ B 新たに指定した金融機関口座(「1. 申請・受給者」又は「5. 代理人」の口座に限ります。)への振込

【受取口座記入欄】※振込先金融機関口座確認書類(通帳又はキャッシュカードの写し)が必要となります。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	フリガナ 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁協 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1 普通 2 当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入金のない口座を指定していただくことができませんのでご注意ください。

□ C 現金による支給

(金融機関の口座がない方、金融機関から着しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは11月中旬以降からとなります。)

(必ず裏面もご確認ください)

4. 表面「2. 支給対象者」が大和高田市外の方に扶養されていた場合(※該当の方のみ記入してください。)

平成27年1月1日時点で、表面「2. 支給対象者」を扶養していた方(扶養者)があり、その方の住所が大和高田市外の場合、扶養者の必要事項を記入してください。

※扶養者の非課税証明書を貼付してください。

支給対象者の 番号(表面2)	扶 養 者	フリガナ 氏 名	性別	生 年 月 日	住 所 (平成27年1月1日時点の住民票記載の住所)
		印	男・女	年 月 日	電話 ()

* 記名押印に代えて署名することができます。

5. 代理申請・受給を行う場合

※代理人の本人確認書類の写しを貼付してください。

代 理 人	フリガナ 氏 名	性別	生 年 月 日	申請・受給者 との関係	住 所
	印	男・女	年 月 日	1. 同一世帯 2. 法定代理人 3. その他	電話 ()
上記の者を代理人と認め、臨時福祉給付金の(申請・請求・受給)を委任します。					「1. 申請・受給者」の氏名 印

○申請・受給者との関係(代理申請・受給が可能な方一覧) * 記名押印に代えて署名することができます。

- 1.同一世帯:平成27年1月1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成者
- 2.法定代理人:親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人
- 3.その他:親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市長が適当と認める方

【誓約・同意事項】

- (1) 平成27年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得金額がなく、その他の臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
- (2) 臨時福祉給付金の支給要件の該当性等(「2. 支給対象者」に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、大和高田市が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、大和高田市において支給決定をした後、臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 大和高田市が支給決定した後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請期限までに、大和高田市が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、大和高田市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 臨時福祉給付金の支給後、平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金を返還します。

本人確認書類(写し 貼付け)

必ず添付が必要

- 本人が確認できる書類の写し(運転免許証、旅券、健康保険証等の写し)
 - ※ 世帯で申し込まれる方は、必ず**支給対象者全員分**の本人確認書類を添付してください。
 - ※ 代理申請・受給を希望される場合は、表面「1. 申請・受給者」に加え、代理人の本人確認書類(必要に応じて代理関係を確認できる書類)も添付してください。
 - ※ 外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

振込先金融機関口座確認書類(写し 貼付け)

- 表面の「3. 受取方法」で「B」を選択された方のみ**必ず添付が必要**
- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳・キャッシュカードの写し

扶養者が大和高田市外の場合の当該扶養者の非課税証明書(写し 貼付け)

- ほとんどの方は添付の必要がありませんが、次の方のみ書類の添付が必要
扶養者の非課税証明書[(4. 表面「2. 支給対象者」が大和高田市外の方に扶養されていた場合)に記載の方]

【事務処理欄】 ※記入不要

- 運転免許証 健康保険証 住民基本台帳カード 通帳 その他()

様式第2号(第6条関係)

〔施設入所等児童等用〕

臨時福祉給付金(平成27年度) 申請書(請求書)(案)

※この申請書(請求書)は、施設入所等児童等の入所する施設の職員等が、当該児童等に係る臨時福祉給付金を代理で申請する場合のほか、施設入所等児童等がご自身で申請する場合にご利用いただくものです。

大和高田市
受付印

大和高田市長 殿

記入日 年 月 日

施設等の名称	施設等の種類	設置者等の氏名 (法人名等)	施設等が所在する住所又は里親住所地
			電話 ()

1. 申請方法(申請方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

□ A 施設職員等による代理申請 → 下記の2. 4. 5. (A)を記入してください。受取口座は、支給対象者本人名義の口座に限ります。

※ 下記「2. 代理申請を行う者」が、その所属する施設等に入所等している支給対象者を代理して申請する場合には、支給対象者の氏名等及び口座を別紙様式1にご記入ください。この場合は、支給対象者は、それぞれ裏面の〔誓約・同意事項〕(1)~(6)に誓約・同意し、代理人に申請・請求を委任するものとします。

□ B 本人による申請 → 下記の3. 4. 5. (B又はC)を記入してください。

2. 代理申請を行う者

代理人	フリガナ 氏 名	性 別 男・女	生年月日 年 月 日	施設等における役職
	印			

*代理人の記名押印に代えて署名することができます。

※裏面の〔誓約・同意事項〕(1)~(6)に誓約・同意の上、臨時福祉給付金(対象者1人につき6千円)を申請します。

3. 申請・受給者

フリガナ 氏 名	性 別 男・女	生年月日 年 月 日	住 所 (平成27年1月1日時点の住民票記載の住所) ※「施設等が所在する住所又は里親住所地」と同じ場合は記載不要
印			

*代理人の記名押印に代えて署名することができます。

※裏面の〔誓約・同意事項〕(1)~(6)に誓約・同意の上、臨時福祉給付金(対象者1人につき6千円)を申請します。

4. 支給額(請求額)

支給対象者	人	×6千円	=	支給額 (請求額) の合計	円
-------	---	------	---	------------------	---

※3の申請・受給者または別紙様式1の
支給対象者の合計

5. 受取方法(希望する受取方法(下記のA、B又はC)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

□ A 支給対象者ごとに別紙様式1記載の指定の金融機関口座への振込(施設職員等による代理申請の場合)

□ B 指定の金融機関口座(3. の申請・受給者の口座に限ります。)への振込

【受取口座記入欄】

金融機関名	支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	フリガナ 口 座 名 義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を指定していただくことができませんのでご注意ください。

□ C 現金による支給

(1. でBを選択しており、金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは11月中旬以降からとなります。)

(裏面もご確認ください)

告示第94号の2

大和高田市プレミアム付き商品券発行に伴う商店街組織販売促進活動事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年7月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市プレミアム付き商品券発行に伴う商店街組織販売促進活動事業補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、大和高田市が平成27年度に発行するプレミアム付き商品券の使用期間中に独自の販売促進活動を行う市内の商店街組織に対し、予算の範囲内で当該活動に対する補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「商店街組織」とは次のいずれかに掲げるものをいう。

- (1) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条に規定する商店街振興組合
- (2) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された事業協同組合
- (3) 一つの地域において、5店舗以上の商店で商店街を結成し、大和高田市又は大和高田商工会議所へ届出をしているもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、市内の商店街組織が大和高田市プレミアム付き商品券の発行に併せて実施する販売促進活動事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体から補助又は助成を受けている事業は、対象事業から除くものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、対象事業の実施に要する経費(以下「事業費」という。)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、事業費の額の合計額の3分の2以内を限度として、予算の範囲内において市長が認める額とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする商店街組織は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 商店街組織販売促進活動事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 実施計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、適当と認めるときは商店街組織販売促進活動事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、適当でないとき認めるときは商店街組織販売促進活動事業補助金交付却下通知書(様式第5号)により当該申請をした商店街組織(以下「申請組織」という。)に通知するものとする。

2 市長は、補助事業の適正な執行のために必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に当たって条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請組織は、理由を付した文書をもって補助金の申請を取り下げることができる。

2 交付決定があった後に前項の規定による取下げがあったときは、交付決定は、なかったものとみなす。

(変更等の承認)

第9条 交付決定を受けた商店街組織(以下「補助組織」という。)は、補助事業の内容若しくは経費の配分を変更(市長が定める軽微な変更を除く。)しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに商店街組織販売促進活動事業変更等承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更等の可否を決定し、商店街組織販売促進活動事業変更等承認(不承認)通知書(様式第7号)により当該申請をした補助組織に通知するものとする。

(実績報告等)

第10条 補助組織の代表者は、当該補助事業が完了したときは(前条に規定する補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第8号)
- (2) 実績調書(様式第9号)
- (3) 収支決算書(様式第10号)
- (4) 支出報告書(様式第11号)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業の実施成果について、当該補助組織に対して報告を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する補助事業の完了報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、商店街組織販売促進活動事業補助金確定通知書(様式第12号)により補助組織に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助組織の代表者が補助金の交付を受けようとするときは、商店街組織販売促進活動事業補助金交付請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助組織が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (2) 詐欺その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この告示に基づく市長の指示に違反したとき。

2 前項の規定は、第11条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、商店街組織販売促進活動事業補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により補助組織に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助組織に対して期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査等)

第15条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助組織に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(書類の整備保管)

第16条 補助組織は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補助金交付規則の適用)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付その他の手続及びこれらに係る様式については、大和高田市補助金交付規則(平成12年規則第51号)の定めるところによる。

(補則)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

(申請者) 住所又は所在地
団体名
氏名又は代表者名 印
電話番号

商店街組織販売促進活動事業補助金交付申請書

商店街組織販売促進活動事業補助金の交付を受けたいので、大和高田市プレミアム付き商品券発行に伴う商店街組織販売促進活動事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 交付申請額 金 円
- 3 事業完了予定日 年 月 日
- 4 関係書類 ① 実施計画書(様式第2号)
② 収支予算書(様式第3号)

様式第2号(第6条関係)

実施計画書

1	補助金の交付を必要とする理由
2	事業の目的及び効果
3	事業の内容

様式第3号(第6条関係)

収支予算書

収入・支出 科目	予算額	説明
収入科目	円	
収入合計		
支出科目	円	
支出合計		

様式第4号(第7条関係)

大和高田市指令()第 号
年 月 日

団体名

氏名又は代表者名 様

大和高田市長 印

商店街組織販売促進活動事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、大和高田市プレミアム付き商品券発行に伴う商店街組織販売促進活動事業補助金交付要綱の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 交付の条件等

様式第5号(第7条関係)

大和高田市指令()第 号
年 月 日

団体名

氏名又は代表者名 様

大和高田市長 印

商店街組織販売促進活動事業補助金交付却下通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、交付却下と決定しましたので、大和高田市プレミアム付き商品券発行に伴う商店街組織販売促進活動事業補助金交付要綱の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 交付申請額 金 円
- 3 不交付の理由

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

(申請者) 住所又は所在地
 団体名
 氏名又は代表者名 印
 電話番号

商店街組織販売促進活動事業変更等承認申請書

年 月 日付け大和高田市指令()第 号で交付決定を受けた補助事業を下記のとおり変更等したいので、大和高田市プレミアム付き商品券発行に伴う商店街組織販売促進活動事業補助金交付要綱の規定により申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 変更等の理由
- 3 変更等の日 年 月 日
- 4 変更の内容

変更後の内容	変更前の内容

※ 必要に応じて関係書類を添付するものとする。

様式第7号(第9条関係)

第 号
年 月 日

団体名
氏名又は代表者名 様

大和高田市長 印

商店街組織販売促進活動事業変更等承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった商店街組織販売促進活動事業変更等承認申請書による変更等について、承認(不承認)しましたので通知します。

様式第8号(第10条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

(申請者) 住所又は所在地
 団体名
 氏名又は代表者名 印
 電話番号

実績報告書

大和高田市プレミアム付き商品券発行に伴う商店街組織販売促進活動事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 事業完了日 年 月 日
- 4 関係書類 ① 実績調書(様式第9号)
 ② 収支決算書(様式第10号)
 ③ 支出報告書(様式第11号)

様式第9号(第10条関係)

実績調書

実 施 日	事 業 内 容

様式第10号(第10条関係)

収支決算書

収入・支出 科 目	決 算 額	説 明
収入科目	円	
収入合計		
支出科目	円	
支出合計		

様式第11号(第10条関係)

支出報告書

年 月 日	項 目	支払(予定)金額	支払先(債権者)	備 考
		円		

合計				

(注) 補助金額に該当する経費について記入すること。

様式第12号(第11条関係)

第 号
年 月 日

団体名

氏名又は代表者名 様

大和高田市長 印

商店街組織販売促進活動事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業については、下記のとおり補助金の額を確定したので、大和高田市プレミアム付き商品券発行に伴う商店街組織販売促進活動事業補助金交付要綱の規定により通知します。

補助金確定額 記 金 円

様式第13号(第12条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

(請求者) 住所又は所在地

団体名

氏名又は代表者名 印

電話番号

商店街組織販売促進活動事業補助金交付請求書

大和高田市プレミアム付き商品券発行に伴う商店街組織販売促進活動事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助金確定額 金 円
- 4 補助金交付請求額 金 円

様式第14号(第13条関係)

第 号
年 月 日

団体名

氏名又は代表者名 様

大和高田市長 印

商店街組織販売促進活動事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した大和高田市プレミアム付き商品券発行に伴う商店街組織販売促進活動事業補助金について、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称

2 取消しの理由

告示第104号

大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年9月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱の一部を改正する告示

大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱(平成25年告示第87号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項第1号中「資金」の次に「(農業経営基盤強化資金実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知)第3に定める資金をいう。)」を加え、同項第2号中「資金」の次に「(農業経営改善促進資金融通事業実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知)第4に定める資金をいう。)」を加え、同項に次に2号を加える。

(4) 青年等就農資金(青年等就農資金基本要綱(平成26年25経営第3702号農林水産事務次官依命通知)第3に定める資金をいう。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、推進会議が必要と認める資金

第3条中「機関」の次に「及び団体」を加え、同条に次の1号を加える。

(7) 前各号に掲げるもののほか、推進会議が必要と認める機関又は団体

第4条第5号本文中「とする。」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。)を対象とする資金の貸付けにあつては、農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知)第3の1の(2)の指導農業士等による意見書及び第3の1の(4)奈良県による確認書又は第3の1の(4)の奈良県による意見書(以下「意見書」という。)が付され、その内容が計画達成の見込みがあるとするものである場合はアの方法によるものとし、意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合にはイの方法によるものとする。

第4条第5号ただし書中「ただし」を「とし」に改め、同号イ中「場合(災害)」を「場合は、以下の方法により審査することとする。(ただし、災害)」に改め、「戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱」を「人・農地問題加速化支援事業実施要綱」に改め、「以下同じ。」を削り、「を除く」を「又は認定新規就農者が借り入れる場合は、この限りでない」に改め、「は、次の方法により、推進会議が審査することとする。」を削り、同号イ(イ)中「公益財団法人農林水産長期金融協会(昭和39年9月15日に財団法人高風会という名称で設立された法人をいう。以下「長期協会」という。)」を「大和高田市(以下「助成地方公共団体」という。)」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が意見書の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合は、会議方式により処理する。この場合において、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努めるものとする。

第4条第6号中「、認定等を行った借入希望者」を「認定等を行った借入希望者」に改め、「(昭和55年法律第65号)の」を「第12条第1項の認定に係る」に改め、「の経営改善計画」を「第2条の5の認定に係る経営改善計画」に改め、「の果樹園」を「第3条第1項の認定に係る果樹園」に改め、「いう。)」の次に「又は青年等就農計画(農業経営基盤強化促進法第14条の4の第1項の認定に係る青年等就農計画をいう。)」を加え、「利子助成等を行う奈良県及び大和高田市並びに長期協会」を「助成地方公共団体」に改め、同条第7号中「次の各号」を「次のア及びイ」に改め、「当該各号」を「当

該ア及びイ」に改め、同号アを次のように改める。

(ア) 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項
第4条第7号イ中「事項」を「事項等」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第105号

大和高田市青年就農給付金給付要綱の全部を改正する告示を次のように定める。

平成27年9月4日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市青年就農給付金(経営開始型)給付事業交付要綱

大和高田市青年就農給付金給付要綱(平成24年告示第113号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 経営の不安定な就農初期段階の青年就農者の所得確保及び経営安定化を図るため、予算の範囲内において青年就農給付金(経営開始型)(以下「給付金」という。)を給付するものとし、その給付に関しては、この告示に定めるもののほか、農業経営対策事業費補助金等交付要綱(平成24年4月6日付け23経営第3574号農林水産事務次官依命通知)、新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)及び大和高田市補助金交付規則(平成12年規則第51号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(給付対象者)

第2条 給付金の給付を受けることができる者(以下「給付対象者」という。)は、実施要綱別記1第5の2の(1)に定める新規就農者とする。

(給付金の額及び給付期間)

第3条 原則として、給付金の額は、1人当たり年間150万円以内とし、給付期間は、最長5年間とする。ただし、実施要綱別記1第5の2の(2)のイの要件を満たす場合の給付金の額は、年間225万円以内とする。

(給付金の受給承認)

第4条 給付金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、実施要綱に定める青年等就農計画等(以下「青年等就農計画」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の青年等就農計画等の内容について審査し、第2条に規定する要件を満たし、その内容が適当と認めるときは、青年就農給付金(経営開始型)受給承認通知書(様式第1号)により申請者に通知するものとする。

(青年等就農計画の変更申請)

第5条 前条第1項の承認を受けた者(以下「受給適格者」という。)は、青年等就農計画を変更しようとするときは、あらかじめ市長に当該計画の変更を申請しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、前項の申請があった場合について準用する。

(給付申請)

第6条 受給適格者は、次に掲げる書類を市長に提出して給付金の給付申請を行わなければならない。

(1) 実施要綱に定める青年就農給付金(経営開始型)給付申請書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 給付申請は、原則として、半年分又は1年分を単位として行うこととし、申請の期日は、市長が別に定める。

3 経営開始後1年を超えて申請した場合は、既に経過した年数分は、給付の対象としない。
(給付金の給付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による給付申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、申請者に対して青年就農給付金(経営開始型)給付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による給付の決定に当たり、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 前条の規定による給付申請を取り下げることができる期日は、給付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(給付金の給付と請求)

第8条 前条の規定により給付金の給付決定及び額の確定を受けた者(以下「給付確定者」という。)は、青年就農給付金(経営開始型)請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに給付確定者に給付金を給付するものとする。

3 給付金の給付は、半年分を単位として行う。ただし、市長が必要があると認めるときは、1年分を単位として行うことができる。

(指示及び検査)

第9条 市長は、給付金の給付を受けた者(以下「受給者」という。)に対し、この事業の適正な執行を図るため、必要な指示をし、及び書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(就農状況報告等)

第10条 受給者は、給付期間内及び給付期間終了後3年間、毎年7月末及び1月末までにその直前6月の就農状況報告書(実施要綱別記1別紙様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の就農状況報告書は、規則第13条に規定する実績報告とみなす。

3 受給者は、給付期間内及び給付期間終了後3年間に居住地を転居した場合は、転居後1月以内に住所変更届(実施要綱別記1別紙様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、給付金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大和高田市青年就農給付金(経営開始型)給付事業交付要綱の規定に基づき実施している事業については、この告示による改正後の大和高田市青年就農給付金(経営開始型)給付事業交付要綱第3条の規定は適用せず、なお従前の例によるものとする。

様式第1号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

青年就農給付金(経営開始型)受給承認通知書

年度青年就農給付金(経営開始型)の受給について、下記のとおりとします。

記

青年就農給付金(経営開始型)の受給を承認(する、しない)

(承認する場合のただし書き)

年 月 日までに給付申請書を提出してください。

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年度青年就農給付金(経営開始型)の給付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで給付申請のあった青年就農給付金(経営開始型)について、下記のとおり決定及び確定したので、大和高田市青年就農給付金(経営開始型)給付要綱の規定により通知します。

なお、年 月 日までに青年就農給付金(経営開始型)請求書(様式第3号)を提出してください。

記

給付対象期間	年 月 日から	年 月 日まで
今回申請する給付金の対象期間	年 月 日から	年 月 日まで
給付確定額	円	

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

住 所

氏 名

年度青年就農給付金(経営開始型)請求書

大和高田市青年就農給付金(経営開始型)給付事業実施要綱の規定により、下記のとおり給付金を給付されたく請求します。

記

今回の給付請求額	円
給付金給付確定額	円

ただし、年 月 日付け 第 号で決定の通知があった青年就農給付金(経営開始型)

告示第106号

平成27年度市県民税第1期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年9月11日

大和高田市長 吉田誠克

- 1. この通知の発送年月日 平成27年7月28日
- 2. 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第107号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成27年9月15日

大和高田市長 吉田誠克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成28年1月4日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成27年6月1日から平成27年6月30日までの間

告示第107号の2

平成27年9月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成27年9月16日

大和高田市長 吉田誠克

1 平成27年度大和高田市一般会計補正予算(第2号)

2 平成27年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

3 平成27年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第1号)

4 平成27年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

5 平成27年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成27年度大和高田市一般会計補正予算補正予算(第2号)

平成27年度大和高田市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210,234千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,579,534千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為補正」による

(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方交付税		6,894,925	126,185	7,021,110
	1. 地方交付税	6,894,925	126,185	7,021,110
13. 国庫支出金		4,289,564	42,523	4,332,087
	2. 国庫補助金	600,104	42,523	642,627
14. 県支出金		1,412,061	△374	1,411,687
	2. 県補助金	311,957	4,662	316,619
	3. 県委託金	112,350	△5,036	107,314
16. 寄附金		1	400	401
	1. 寄附金	1	400	401
17. 繰入金		1	300	301
	1. 基金繰入金	1	300	301
20. 市債		1,979,300	41,200	2,020,500
	1. 市債	1,979,300	41,200	2,020,500
補正されなかった科目に係る額		8,793,448	0	8,793,448
歳入合計		23,369,300	210,234	23,579,534

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		269,325	1,216	270,541
	1. 議会費	269,325	1,216	270,541
2. 総務費		2,076,665	84,720	2,161,385
	1. 総務管理費	1,494,166	73,823	1,567,989
	3. 戸籍住民基本台帳費	93,034	28,721	121,755
	4. 選挙費	103,976	△17,824	86,152
3. 民生費		10,057,231	31,925	10,089,156
	1. 社会福祉費	4,520,819	31,925	4,552,744
4. 衛生費		2,707,707	3,105	2,710,812
	1. 保健衛生費	904,462	3,105	907,567
6. 農林水産業費		156,292	18,600	174,892
	1. 農業費	156,292	18,600	174,892
7. 商工費		101,156	879	102,035
	1. 商工費	101,156	879	102,035
8. 土木費		2,099,887	20,193	2,120,080
	1. 土木管理費	132,682	1,253	133,935
	3. 河川費	53,968	13,500	67,468
	4. 都市計画費	1,577,007	5,440	1,582,447
10. 教育費		2,082,720	49,596	2,132,316
	1. 教育総務費	389,002	3,434	392,436
	2. 小学校費	292,466	42,200	334,666
	3. 中学校費	121,691	3,000	124,691
	7. 保健体育費	319,878	962	320,840
補正されなかった科目に係る額		3,818,317	0	3,818,317
歳 出 合 計		23,369,300	210,234	23,579,534

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
まちづくり(シビックコア地区) 基本構想及び基本計画策定業務委託料	平成29年度末まで	17,000
総合公園施設指定管理料	平成32年度末まで	146,500

2 変更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
教育用パソコン等借上料(高等学校)	平成32年8月末まで	10,057	平成32年10月末まで	11,624

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川改良事業	千円 23,400	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 35,100	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
小学校大規模改造事業	35,300	〃	〃	〃	62,600	〃	〃	〃
中学校大規模改造事業	12,300	〃	〃	〃	14,500	〃	〃	〃

平成27年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成27年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,895千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,742,153千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 県支出金		506,497	5,100	511,597
	2. 県補助金	442,633	5,100	447,733
10. 繰越金		0	30,795	30,795
	1. 繰越金	0	30,795	30,795
補正されなかった科目に係る額		9,199,761	0	9,199,761
歳入合計		9,706,258	35,895	9,742,153

「第10款 繰越金」を新設する。

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		119,159	5,100	124,259
	1. 総務管理費	102,003	5,100	107,103
10. 諸支出金		12,863	30,795	43,658
	1. 償還金及び還付加算金	7,600	30,795	38,395
補正されなかった科目に係る額		9,574,236	0	9,574,236
歳出合計		9,706,258	35,895	9,742,153

平成27年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第1号)

平成27年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		3,504	300	3,804
	3. 一般会計繰入金	0	300	300
補正されなかった科目に係る額		135,596	0	135,596
歳入合計		139,100	300	139,400

(歳出) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		61,091	300	61,391
	1. 施設管理費	60,855	300	61,155
補正されなかった科目に係る額		78,009	0	78,009
歳出合計		139,100	300	139,400

平成27年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成27年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59,717千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,585,988千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		839,458	2,108	841,566
	1. 一般会計繰入金	819,949	2,108	822,057
8. 繰越金		0	53,166	53,166
	1. 繰越金	0	53,166	53,166
9. 諸収入		1,475	4,443	5,918
	3. 雑入	1,405	4,443	5,848
補正されなかった科目に係る額		4,685,338	0	4,685,338
歳入合計		5,526,271	59,717	5,585,988

「第8款 繰越金」を新設する。

(歳出) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 地域支援事業費		124,332	2,108	126,440
	2. 包括的支援事業・任意事業費	99,407	2,108	101,515
5. 基金積立金		7,662	10,156	17,818
	1. 基金積立金	7,662	10,156	17,818
7. 諸支出金		2,271	47,453	49,724
	1. 償還金及び還付加算金	2,271	47,453	49,724
補正されなかった科目に係る額		5,392,006	0	5,392,006
歳 出 合 計		5,526,271	59,717	5,585,988

平成27年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成27年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ871千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ679,186千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金		0	871	871
	1. 繰越金	0	871	871
補正されなかった科目に係る額		678,315	0	678,315
歳 入 合 計		678,315	871	679,186

「第4款 繰越金」を新設する。

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合負担金		631,353	871	632,224
	1. 後期高齢者医療広域連合負担金	631,353	871	632,224
補正されなかった科目に係る額		46,962	0	46,962
歳 出 合 計		678,315	871	679,186

告示第108号

平成27年度国民健康保険税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の

住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保健部保険医療課国保係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年 9月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. この納入通知書の発送年月日 平成27年7月8日

2. 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第108号の2

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年9月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

(大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部改正)

第1条 大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年告示第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「5,700円」を「5,800円」に、「730円」を「740円」に改める。

(大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部改正)

第2条 大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年告示第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「5,700円」を「5,800円」に、「730円」を「740円」に改める。

附 則

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

告示第109号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28の規定により、次の者を指定障害児相談支援事業者に指定したので告示します。

平成27年10月 1日

大和高田市長 吉田 誠 克

指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	有限会社 福祉企画 御所市東松本108番地2
指定等に係る事業所の名称及び所在地	ふくしのなら 大和高田市三和町2番3号
指定等の年月日	平成27年10月1日
指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類	指定障害児相談支援事業
事業の主たる対象者	障害児
特定相談支援事業所番号又は	2970801136

障害児相談支援事業所番号

告示第110号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年10月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成27年9月2日	道路	大和高田市東三倉堂町地区	1	
平成27年9月7日	道路	大和高田市大字出地区	1	
平成27年9月24日	道路	大和高田市日之出西本町地区	1	

3. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下臨時自転車保管所

4. 引取期間

告示の日から60日間。ただし祝日を除く。

5. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時。ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

6. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円。ただし、移動日から14日以内は無料

7. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第111号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第65条第1項の規定により、平成27年9月16日から認証業務関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任した。

平成27年10月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

公 告**公告第92号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成27年9月2日	
大和高田市長 吉田 誠 克	
1 業務名	都市公園現況測量業務委託
2 業務場所	大和高田市内
3 履行期間	契約締結日から平成27年11月17日(火)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(5) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年9月3日(木)から平成27年9月7日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年9月8日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成27年9月3日(木)から平成27年9月7日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成27年9月9日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成27年9月10日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年9月14日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年9月15日(火)午前9時15分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p>

	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定等	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,770,000円(消費税等抜き)
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第 93 号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

平成27年 9月28日

大和高田市長
吉田 誠克

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

1	公 売 財 産 の 内 容	別紙公売公告(大和高田市-1、大和高田市-2)付表のとおり			
2	公 売 の 方 法	入 札			
3	公 売 日 時	平成27年11月9日 午前10時00分から			
	入 札	平成27年11月9日 午前10時40分から午前11時00分まで			
	開 札	平成27年11月9日 午前11時00分			
4	公 売 場 所	橿原市常盤町605番地の5 奈良県橿原総合庁舎 1階101会議室			
5	公売保証金及び見積価額	別紙公告付表のとおり			
6	公売保証金納付期限	平成27年11月9日 午前10時00分から午前10時30分まで			
7	売 却 決 定	日時	平成27年11月16日 午前10時00分	場所	大和高田市・収納対策室
8	買受代金納付期限	日時	平成27年11月16日 午前11時30分	(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く)	
9	買受人についての資格その他の要件	別紙「公売における注意事項」とおり			
10	そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 午前10時30分までに公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。 2. 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。 3. 次順位買受制度の適用があります。 4. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。 5. 大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。 6. その他については別紙「公売における注意事項」をご覧ください。 7. 公売物件の地図・写真等については大和高田市・収納対策室で閲覧いただけます。 もしくは、大和高田市ホームページ(http://www.city.yamatotakada.nara.jp/)をご覧ください。			
配当を受ける者の権利の申出について 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。					
※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問合せください。					
大和高田市・収納対策室 TEL0745-22-1101 (内線233)					

公売公告付表

売却区分 番号	大和高田市-1	見積価額	2,414,000 円
		公売保証金	250,000 円
公売財産の表示	<p>(土地) 所在 奈良県大和高田市大東町 地番 1210番6 地目 宅地 地積 99.17㎡</p> <p>以上登記簿による表示</p>		
公売財産の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公売物件: 近鉄大阪線「近鉄高田」駅から東へ約0.7km、JR和歌山線「高田」駅から北東へ0.66km。 ・その他物件情報: 対象物件は接面する道路はなく、建物を建てることはできない。 北側に近鉄大阪線の線路敷地と接し、東側に民地があり、その東側に幅員6.1mの国道165号(南北に通り)がある。 西側に塀で民地、南側に塀で一軒家があり、袋地になっている。 		
利用状況・ 法的規制等	<p>都市計画区域 市街化区域 用途地域 第一種住居地域 建ぺい率 60% 容積率(指定) 200% 高度地区 15m 地勢 平地 地形 長方形(約12m×8.5m)</p>		
その他 公売条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加される方は、事前に公売財産の現況、関係公募等をご確認ください。 ・境界は、隣接地所有者と協議してください。 ・公売財産内の動産等の処理については、所有者と協議してください。 		

公告第 94 号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

平成27年 9月28日

大和高田市長
吉田 誠克

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

1	公 売 財 産 の 内 容	別紙公売公告(大和高田市-1、大和高田市-2)付表のとおり			
2	公 売 の 方 法	入 札			
3	公 売 日 時	平成27年11月9日 午前10時00分から			
	入 札	平成27年11月9日 午前10時40分から午前11時00分まで			
	開 札	平成27年11月9日 午前11時00分			
4	公 売 場 所	橿原市常盤町605番地の5 奈良県橿原総合庁舎 1階101会議室			
5	公売保証金及び見積価額	別紙付表のとおり			
6	公売保証金納付期限	平成27年11月9日 午前10時00分から午前10時30分まで			
7	売 却 決 定	日時	平成27年11月16日 午前10時00分	場所	大和高田市・収納対策室
8	買受代金納付期限	日時	平成27年11月16日 午前11時30分	<small>(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く)</small>	
9	買受人についての資格その他の要件	別紙「公売における注意事項」のとおり			
10	そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 午前10時30分までに公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。 2. 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。 3. 次順位買受制度の適用があります。 4. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。 5. 大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。 6. その他については別紙「公売における注意事項」をご覧ください。 7. 公売物件の地図・写真等については大和高田市・収納対策室で閲覧いただけます。 もしくは、大和高田市ホームページ(http://www.city.yamatotakada.nara.jp/)をご覧ください。			
配当を受ける者の権利の申出について 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。					
※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問合せください。					
大和高田市・収納対策室 TEL0745-22-1101 (内線233)					

公売公告付表

売却区分 番号	大和高田市-2	見積価額	3,284,000	円
		公売保証金	330,000	円
公売財産の表示	<p>(土地) 所在 奈良県大和高田市土庫一丁目 地番 634番・635番合併1 地目 宅地 地積 214.61㎡</p> <p>以上登記簿による表示</p>			
公売財産の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公売物件: 近鉄大阪線「近鉄高田」駅から東北東へ0.75kmのところ ・その他物件情報: 対象物件は以前は建物が建っていたが、現在は解体し更地になっている。(登記簿謄本上は残っている)。間口は北西角地側に幅員2.1mの里道と市道の公道に接している。西へ約20m行くと幅員約6mの市道(高第302号)と接する。幅25.8m×奥行き19.0mのほぼ長方形の平坦地であり隣接の境界については、協議が必要である。 			
利用状況・法的規制等	<p>都市計画区域 市街化区域 用途地域 第一種住居地域 建ぺい率 60% 容積率(指定) 200% 高度地区 15m 地勢 更地、(元住宅地) 間口 約2.1m幅の公道(里道、市道)は、奈良県高田土木事務所においては未判定道路となっている。</p>			
その他 公売条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加される方は、事前に公売財産の現況、関係公募等をご確認ください。 ・境界は、隣接地所有者と協議してください。 ・公売財産内の動産等の処理については、所有者と協議してください。 			

公告第95号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成27年9月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 入札に付する事項

物件番号	所在地	地目	地積(m ²)	用途地域	現況	最低売却価格(円)
1	大字大谷 572 番 1	宅地	2095.73	市街化調整区域	建物付	46,262,000
2	東雲町 965 番 6	宅地	282.24	第一種住居地域	更地	11,233,000
3	曙町 747 番 4	宅地	111.67	第一種住居地域	更地	3,269,000
4	曙町 798 番 10	宅地	140.37	第一種住居地域	更地	4,169,000
5	曙町 685 番 3	雑種地	243.72	第一種住居地域	更地	6,793,000
6	曙町 685 番 5	宅地	272.37	第一種住居地域	建物付	6,209,000
7	曙町 800 番 13	宅地	158.66	第一種住居地域	更地	4,141,000
8	曙町 809 番 14	宅地	296.39	第一種住居地域	更地	7,880,000

2 入札参加に際しての注意事項

- (1) 現状有姿の売却とする。
- (2) 「物件番号1」及び「物件番号6」については、既存建物がある。
- (3) 最低売却価格は、既存建物・工作物等の撤去費用相当額を差し引いた価格とする。

3 入札に参加する者に必要な資格要件

(1) 参加資格

法人又は個人とする。

(2) 欠格

次のアからカのいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)の規定により、入札参加資格停止の措置を受けている者

ウ 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及びその構成員

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分決定を受けた団体及び当該団体の役職員及び構成員

カ 大和高田市の市税を滞納している者

4 入札参加申込みの方法

入札参加希望者は、下記の要領で申込みの手続を行うものとする。

(1) 申込みに必要な提出書類

ア 市有財産売却入札参加申込書(実印)(以下「申込書」という。)

イ 誓約書(実印)

ウ 暴力団排除に関する誓約書(実印)

エ 市税滞納情報照会同意書

オ 申込者が個人である場合には、当該申込書に係る印鑑登録証明書及び住民票抄本

カ 申込者が法人である場合には、当該申込書に係る印鑑証明書及び会社法人用登記事項証明書(現在事項全部証明書)

※ オ及びカについては、発行後、3か月以内の原本に限る。

(2) 入札参加申込みの方法並びに受付の期間及び場所

ア 申込方法 入札参加申込者は、受付場所へ上記提出書類を持参の上、申込みを行う。

イ 受付期間 平成27年10月13日(火)から平成27年11月12日(木)まで(土日、祝日を除く。)

※受付時間は、午前9時から午後5時までとする。(正午から午後1時までを除く。)

ウ 受付場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市財務部財産管理課(大和高田市庁舎2階)

(3) 入札の方法等についての説明

入札参加申込者は、入札参加受付時に入札方法等の説明を受けなければならない。

(4) 入札参加審査

上記提出書類受付後、入札参加資格条件に係る審査を行うものとする。審査の結果、参加資格を有すると認められた者には、申込書に受付印を押印した申込書の写しを交付する。

5 入札保証金の納付

入札参加者は、入札受付の1時間前までに入札金額の100分の5以上の入札保証金を銀行振出小切手で納付しなければならない。

6 入札及び開札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成27年11月18日(水)午前10時

(2) 場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所別棟2階会議室

7 入札辞退

入札参加資格を有すると認められた者は、入札を辞退することは認められないが、やむを得ない理由により、参加することができなくなったときは、大和高田市所定の辞退届に必ず辞退理由を付し、次に定めるところにより提出しなければならない。

(1) 入札当日の受付開始時刻までに辞退届を提出するとき 財産管理課に提出すること。

(2) 入札受付開始時刻から入札開始時刻までに辞退届を提出するとき 入札執行者に提出すること。

(3) 前2号のいずれかにかかわらず、辞退届は、必ず持参するものとし、郵送による提出は認めない。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 記名押印を欠く入札

(3) 入札書に記載された入札金額その他記載事項が確認できない入札

(4) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札

(5) 入札に関し談合等の不正行為をした入札

(6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

(7) 入札金額を加除訂正した入札

(8) 最低売却価格に達しない価格での入札

(9) 郵送等により送付された入札

(10) 前各号に掲げるもののほか、所定の入札条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

入札場所において投函終了後、直ちに入札者立会いの下で開札を行い、有効な入札を行った者のうち、市の最低売却価格以上かつ最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、その場において直ちにくじ引きを行い落札者を決定する。

10 契約保証金

契約締結までに売買代金の100分の10以上の契約保証金（入札保証金全額を充当）を納付しなければならない。

1.1 契約締結等

(1) 契約の締結日

落札者は、平成27年11月27日（金）（当日の正午まで）に契約を締結しなければならない。なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、入札保証金は大和高田市に帰属する。

(2) 契約書作成の要否
要す。

1.2 売買代金の納入

落札者は、売買代金の残金（売買代金と契約保証金との差額をいう。）を平成27年12月10日（木）までに納付しなければならない。

契約保証金は、納期限までに売買代金の残金の納付がなかった場合、大和高田市に帰属する。

1.3 契約条件

(1) 所有権の移転等

ア 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転し、同時に土地を引き渡すものとする。
イ 所有権の移転登記は、大和高田市が囑託により行う。

(2) 契約費用及び公租公課等

ア 売買契約書に貼る収入印紙の費用は、買受人の負担となる。
イ 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となる。
ウ 所有権移転後の公租公課は、買受人の負担となる。
エ その他契約に要する費用は、買受人の負担となる。

(3) 損害の賠償等

契約締結後、物件の数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

(4) その他

落札者は、物件の所有権移転登記前に権利義務を第三者に譲渡することはできない。

1.4 問合せ先

奈良県大和高田市大字大中100番地1
大和高田市財務部財産管理課
電話 0745-22-1101

公告第96号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年9月29日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	高6枝蔵之宮町地内管渠工事（157）・給配水管移設工事（G157）・蔵之宮町地内側溝維持工事
2 工事場所	大和高田市 蔵之宮町 地内
3 工事期間	契約締結の日から平成28年3月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。

	<p>(1) 平成27年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成27年度大和高田市格付け等級が C であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年9月30日(水)から平成27年10月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年10月6日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p>

の閲覧等	<p>(1) 閲覧の期間 平成27年9月30日(水)から平成27年10月7日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成27年10月7日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成27年10月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年10月13日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年10月14日(水)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>

16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥11,910,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第97号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成27年9月29日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	高3枝野口地内管渠工事(52)
2 工事場所	大和高田市 野口 地内
3 工事期間	契約締結の日から平成28年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成27年度大和高田市格付け等級が C であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又

	<p>は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年9月30日(水)から平成27年10月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年10月6日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成27年9月30日(水)から平成27年10月7日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成27年10月7日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成27年10月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年10月13日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以</p>

	<p>降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年10月14日(水)午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1.4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1.5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限基準比較価格	¥11,510,000円(消費税等抜き)
1.8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2.0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。</p>

公告第98号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成27年9月29日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	高6枝南今里町地内管渠工事(55)・給配水管移設工事(G55)
2 工事場所	大和高田市 南今里町 地内
3 工事期間	契約締結の日から平成28年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成27年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成27年度大和高田市格付け等級が C であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年9月30日(水)から平成27年10月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日</p>

	<p>平成27年10月6日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成27年9月30日(水)から平成27年10月7日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成27年10月7日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成27年10月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年10月13日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年10月14日(水)午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p>

無効	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥11,520,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第99号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成27年9月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	葛5枝出地内管渠工事(59)・給配水管移設工事(G59)
2 工事場所	大和高田市 出 地内
3 工事期間	契約締結の日から平成28年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成27年度大和高田市格付け等級が C であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。

	(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年9月30日(水)から平成27年10月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年10月6日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成27年9月30日(水)から平成27年10月7日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成27年10月7日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p>

	(3) 回答期限 平成27年10月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成27年10月13日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年10月14日(水)午前9時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥10,900,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。
公告第100号	

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年9月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高5枝春日町2丁目地内管渠工事（67）・給配水管移設工事（G67）
2 工事場所	大和高田市 春日町2丁目 地内
3 工事期間	契約締結の日から平成28年3月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成27年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成27年度大和高田市格付け等級が C であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年9月30日（水）から平成27年10月5日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p>

	<p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年10月6日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成27年9月30日(水)から平成27年10月7日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成27年10月7日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成27年10月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年10月13日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年10月14日(水)午前9時40分</p>

	<p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥9,670,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。</p>

公告第101号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成27年9月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高4枝磯野北町地内管渠工事(57)・給配水管移設工事(G57)
2 工事場所	大和高田市 磯野北町 地内
3 工事期間	契約締結の日から平成28年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成27年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成27年度大和高田市格付け等級が C であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく</p>

	<p>資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年9月30日(水)から平成27年10月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年10月6日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成27年9月30日(水)から平成27年10月7日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p>

についての 質疑応答	(1) 受付期限 平成27年10月7日(水)午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成27年10月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の 提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成27年10月13日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書 への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保 証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の 日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年10月14日(水)午前9時50分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の 無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者 の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
16 契約保 証金	免除します。
17 最低制 限基準比 較価格	¥9,150,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。
--------	---

教育委員会

教育委員会訓令第1号の2

大和高田市立学校優秀教職員等表彰実施要綱を次のように定める。

平成27年8月31日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

大和高田市立学校優秀教職員等表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、教職員の意欲の高揚並びに学校及び幼稚園の活性化を図るため、職務に精励し、他の教職員の模範となる教育活動を実践している教職員及び教職員グループ(以下「教職員等」という。)を表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(被表彰者)

第2条 被表彰者は、大和高田市立学校又は幼稚園の教職員等とする。

(被表彰者の推薦)

第3条 所属長は、推薦する教職員等の勤務状況及び教育活動を十分に把握し、教育実践分野において顕著な実践を行っている教職員等について推薦するものとする。

(推薦の手続)

第4条 所属長は、被表彰者の推薦に当たっては、優秀教職員等表彰推薦書(様式第1号。以下「表彰推薦書」という。)及び実践報告書(様式第2号)を教育長に提出するものとする。この場合において、被表彰者がグループの場合にあつては、併せて教職員グループ構成員名簿(様式第3号)を添付するものとする。

(選考委員会)

第5条 被表彰者の選考に関する事項を審議するため、優秀教職員等表彰選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員は、教育委員会事務局の職員のうちから教育委員会が任命する。

5 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

6 選考委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

7 選考委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を徴し、又は資料の提出を求めることができる。

8 選考委員会は、表彰推薦書及び実践報告書を基に被表彰者を選考する。

9 選考委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者の決定は、選考委員会の選考の結果に基づき、教育長が行う。

(表彰)

第7条 表彰は、表彰状を贈呈して行うものとする。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年9月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

優秀教職員等表彰推薦書

候補者氏名 (グループ名 及び代表者名)	ふりがな	生年月日	年 月 日生	
		性別		
		年齢	歳	
現任校園	大和高田市立	在職年数	現任校園	年 月
			通算	年 月
職名		学 年 校務分掌等		
教育実践分野				
推薦の具体的事由	取組の内容			
各種研究会等の 役員実績等	年 月 ~ 年 月			

上記のとおり、優秀教職員等表彰候補者として推薦します。

年 月 日

大和高田市教育長 殿

大和高田市立

印

様式第2号(第4条関係)

実 践 報 告 書

校・園名	職名	氏名(グループ名・代表者名)

1 主 題

2 概 要

3 成果及び課題

様式第3号 (第4条関係)
教職員グループ構成員名簿

グループ名

① ふりがな	生年月日	年 月 日生	
		性別	年齢
構成員氏名			
在籍校園名	在籍年数	現任校園	年 月
		通算	年 月
職 名	学年・校務分掌等		
② ふりがな	生年月日	年 月 日生	
		性別	年齢
構成員氏名			
在籍校園名	在籍年数	現任校園	年 月
		通算	年 月
職 名	学年・校務分掌等		
③ ふりがな	生年月日	年 月 日生	
		性別	年齢
構成員氏名			
在籍校園名	在籍年数	現任校園	年 月
		通算	年 月
職 名	学年・校務分掌等		
④ ふりがな	生年月日	年 月 日生	
		性別	年齢
構成員氏名			
在籍校園名	在籍年数	現任校園	年 月
		通算	年 月
職 名	学年・校務分掌等		
⑤ ふりがな	生年月日	年 月 日生	
		性別	年齢
構成員氏名			
在籍校園名	在籍年数	現任校園	年 月
		通算	年 月
職 名	学年・校務分掌等		

上記の者は、優秀教職員等表彰候補者として推薦した教職員グループの構成員です。

年 月 日

大和高田市教育長 殿

大和高田市立

印

教育委員会告示第11号の3

大和高田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

大和高田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成14年教育委員会告示第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「入園料及び」及び「(以下「保育料等」という。)」を削る。

第2条、第3条第1号及び第2号並びに第9条(見出しを含む。)中「保育料等」を「保育料」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

世帯区分	就園している園児数	補助限度額 (月額)		
		小学校1～3年生の兄姉がいない世帯 (第1子)	小学校1～3年生の兄姉が1人いる世帯 (第2子)	小学校1～3年生の兄姉が2人以上いる世帯 (第3子)
1 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援を受けている世帯	1人目	6,300円	6,300円	6,300円
	2人目	6,300円	6,300円	6,300円
	3人目以降	6,300円	6,300円	6,300円
2 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	1人目	3,300円	4,800円	6,300円
	2人目	4,800円	6,300円	6,300円
	3人目以降	6,300円	6,300円	6,300円
3 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が課税となる世帯	1人目	0円	0円	6,300円
	2人目	0円	6,300円	6,300円
	3人目以降	6,300円	6,300円	6,300円

注 補助金は、在園月数(退園し、又は入園した日の属する月を含む。)を乗じて得た額を限度として交付する。

様式第2号及び様式第7号中「保育料等」を「保育料」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

教育委員会告示第19号

大和高田市教育委員会9月臨時委員会を下記のとおり招集する。

平成27年9月25日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

記

日 時 平成27年9月29日(火) 午前11時30分

場 所 大和高田市役所別棟 2階 教育長室

議 案 第1号 委員長及び委員長職務代理者の選出について
第2号 その他

教育委員会告示第20号

大和高田市教育委員会10月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成27年10月1日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

記

日 時 平成27年10月6日(火) 午後1時

場 所 大和高田市役所 4階 委員会室

議 案 第1号 平成27年度教育委員会表彰被表彰者について
第2号 第21回大和高田市ふれあい「スポーツ広場」開催要項(案)について
第3号 第33回市民親子バドミントン大会開催要領(案)について
第4号 後援願いについて
第5号 その他

教育委員会告示第21号

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年10月1日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年教育委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「5,700円」を「5,800円」に、「730円」を「740円」に改める。

附 則

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第67号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成27年9月8日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1. 日時 平成27年9月15日(火) 午前9時
- 2. 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 中央会議室
- 3. 議案 第1号 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者について
第2号 その他

選挙管理委員会告示第68号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成27年10月8日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1. 日時 平成27年10月15日(木) 午前9時
- 2. 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3. 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 在外選挙人名簿の登録について
第3号 その他

農業委員会

農業委員会告示第3号の2

大和高田市農地台帳点検等実施規程を次のように定める。

平成27年4月1日

大和高田市農業委員会

会長 松田榮義

大和高田市農地台帳点検等実施規程

(目的)

第1条 この規程は、大和高田市農業委員会(以下「委員会」という。)が整備する農地台帳の適時かつ適切な情報の更新を図るため、農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」という。)、農地法施行令(昭和27年政令第445号)及び農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)に定めるもののほか、農地台帳等の記載内容の閲覧及び交付(以下「公表等」という。)に関する事項を定め、もって委員会業務の適正かつ円滑な処理及び本市の農業振興に資することを目的とする。

(点検等の対象)

第2条 農地台帳の点検等は、農地台帳の整備項目および台帳システムの改修について(平成26年7月2日付け26会議所発346号全国農業会議所会長通知)1の(1)及び(2)に示された記録事項について、委員会の区域内において該当する全ての農地を対象に実施するものとする。

(定期的な点検等)

第3条 農地法施行規則第102条に規定する固定資産課税台帳との照合は毎年5月に、同条に規定する住民基本台帳との照合は毎年5月及び11月に実施するものとする。

2 委員会は、全農家を対象に筆別情報及び世帯情報を記した調査票を配布及び回収し、農地台帳の点検等を行うことができる。

3 委員会は、農地台帳の記録事項のうち、前項の点検等により情報を把握することができないもの

については、別の方法により調査を行うことができる。

4 農地台帳の記録事項のうち、法第30条に基づく農地の利用状況調査並びに同法第32条及び第33条に基づく利用意向調査及び遊休農地の措置の状況については、農地の利用状況調査及び利用意向調査の実施により把握した情報に基づき整理するものとする。

(随時補正)

第4条 前条の規定による点検等のほか、委員会の日常的な事務処理及び委員会の委員活動等を通じ、農地台帳の記録事項を補正する必要がある場合には、その都度、速やかに補正するものとする。

(点検等の実施管理)

第5条 農地台帳の点検等の適正な実施を確保するため、その実施状況を管理する者を委員会に置き、委員会事務局長をもって充てる。

(記載内容の公表等)

第6条 農地台帳及び農地に関する地図の公表等は、法第52条の3に基づくインターネット又は委員会の窓口での公表及び委員会の窓口での写しの交付により実施する。

(インターネットでの公表)

第7条 農地台帳及び農地に関する地図のインターネットでの公表は、農地情報公開システムにおいて実施する。

(窓口での公表等)

第8条 農地台帳及び農地に関する地図の窓口での公表等を希望する者は、農地台帳閲覧・記録事項要約書交付請求書(様式第1号)を委員会に提出し、閲覧用農地台帳(様式第2号)及び農地に関する地図を閲覧し、又は農地台帳記録事項要約書(様式第3号)若しくは農地に関する地図の写しの交付を受けるものとする。

(手数料の徴収)

第9条 前条の閲覧及び交付に係る手数料は、大和高田市手数料条例(平成12年条例第10号)別表に定める額とする。

(補則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

閱 覧 請求書
農地台帳等 記録事項要約書交付

*太枠内の該当欄に記入又はレ点を付けてください。

窓口に来られた方(請求者)	
<input type="checkbox"/> 農地所有者 <input type="checkbox"/> 所有者世帯員 <input type="checkbox"/> 農地借受人 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> その他()	
氏名又は名称	
住所又は所在地	
電話番号	
使用目的	
請求内容	<input type="checkbox"/> 農地台帳の閲覧 <input type="checkbox"/> 農地台帳記録事項要約書
請求する農地の所在	請求通数
大和高田市	
大和高田市	
大和高田市	

大和高田市	

※請求者本人を確認できるもの(免許証・健康保険証等)を提示してください。

農業委員会 事務局 使用欄	交付番号	交付(閲覧)通数	手数料	確認
	決裁(交付してよろしいですか。)			
	事務局長	補佐	係長	係

様式第2号(第8条関係)

閲覧用農地台帳

年 月 日
大和高田市農業委員会

所在・地番	大和高田市			
地目	登記		現況	
面積	登記		現況	
地域区分	農振法			
	都市計画法			
	生産緑地法			
所有者	氏名・名称			
	農地に関する意向			
	共有者氏名・名称			
耕作者 (賃借者)	氏名・名称			
	整理番号			
	賃借権等権利設定の内容	権利の種類		
		存続期間		
農地中間管理	中間管理権			
遊休農地関係	利用状況調査	調査結果		
	利用意向調査	調査結果		

様式第3号(第8条関係)

農地台帳記録事項要約書

年 月 日
大和高田市農業委員会

所在・地番	大和高田市			
地目	登記		現況	
面積	登記	m ²	現況	m ²
地域区分	農振法			
	都市計画法			
	生産緑地法			
所有者	農地に関する意向			
耕作者 (賃借者)	整理番号			
	賃借権等権利設定の内容	権利の種類		
		存続期間		
農地中間管理	中間管理権			
遊休農地関係	利用状況調査	調査結果		
	利用意向調査	調査結果		

農業委員会告示第9号

大和高田市農業委員会10月定例委員会を次のとおり招集する。

平成27年9月28日

大和高田市農業委員会

会長 松田 榮 義

記

日 時 平成27年10月9日(金)午後3時

場 所 大和高田市役所 3階 東会議室

議 案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件

第2号 農地法第18条第6項規定による通知の件

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第4号 その他

監査委員事務局

監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定により、平成26年度出資団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成26年9月18日

大和高田市監査委員 吉井保次

仲本博文

○平成26年度大和高田市土地開発公社監査結果

第1. 監査の概要

1. 監査の対象 大和高田市土地開発公社

平成26年度出納その他の事務

2. 監査の期間 平成27年7月1日～平成27年7月31日

3. 監査の結果 今回の監査は、平成26年度の決算状況及び財務諸表等の資料、書類について照合、点検、事情聴取等により実施した。その概要と結果については、次のとおりである。

（注） 文中に用いる金額及び各表中に表示する数値の単位は、原則として小数点以下第2位を四捨五入とした。

第2. 事業の概要

1. 事業の目的

大和高田市土地開発公社（以下「公社」という。）は、公共用地等の取得に対処し、「公有地の拡大の推進に関する法律」を根拠として、大和高田市における公共用地の先行取得、管理、処分等をおこなうことにより、効果的かつ計画的な土地利用を推進し、地域の秩序ある都市整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものである。

なお、公共用地の先行取得として買収した近鉄高田駅北側公共用地の適正な維持管理を行うため、営業外事業として臨時有料駐車場を開設している。

2. 設立と沿革

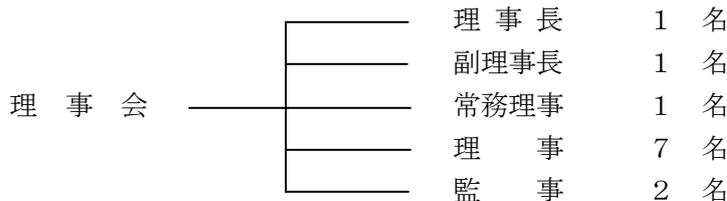
前述の事業を目的として、昭和48年1月31日に奈良県知事の許可を受け、財団法人大和高田市開発公社を組織変更して特別法人大和高田市土地開発公社を設立したものである。

なお、基本財産500万円は全額大和高田市よりの出資金であり、その事務所は大和高田市役所内に設置されている。

3. 組織

公社の管理組織は、下記のとおり理事会の下に事務局を置き、公社職員数は平成27年3月31日現在、大和高田市からの派遣職員5名（5名兼務）をもって構成されている。

（管理組織図）



理事長 — 副理事長 — 常務理事 — 事務局長 — 事務局長補佐 — 庶務係

4. 事業実施状況

平成26年度の事業実施状況は、次のとおりである。

(1) 取得

平成26年度の大和高田市からの先行取得依頼はなし。

(2) 売却

事業名	面積 (㎡)	売却価格 (円)	備考
保健センター周辺整備事業用地 (西町267-16)	725.35	79,170,000	
合計	725.35	79,170,000	

第3. 計数及び預金等の確認

本年度の財務諸表の計数、総勘定元帳、補助簿及び証ひょう書類と照合し、預金については在高証明書により確認したところ、計数は正確であることが認められた。

第4. 財務に関する事務について

財務に関する事務については、適正に処理されていた。

第5. むすび

平成20年度に策定された「土地開発公社経営健全化に関する計画」が平成24年で終了となった。

この計画に沿って事業用資産の売却が進み、資産残高、借入金残高が減少し、計画に基づき公社所有地の買戻しが行われてきた。今年度においても、事業用資産の売却により、資産残高及び

借入金残高の減少を示している。

今後も、長期保有資産の処分方法については、適正な調査、検討を図り、有効かつ計画的な経営に努められたい。

また、借入れに当たっては、借り入れ利率の動向に注意し、金融機関等と十分な協議を行い、低利な資金への借換等更なる調達コストの低減を図られ、公社経営の健全化に努められたい。

公営企業

水道事業公告第16号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年9月29日

水道事業管理者
大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	配水管布設替工事（出第3工区）
2 工事場所	大和高田市 出 地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年11月30日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の管工事（水道）に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。</p> <p>(10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p>

	<p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年9月30日(水)から平成27年10月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年10月6日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成27年9月30日(水)から平成27年10月7日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成27年10月7日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成27年10月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年10月13日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものと</p>

	し、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年10月14日(水) 午前10時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥4,420,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。